

JA HYOGO MIRAI

DISCLOSURE

2023

兵庫みらい農業協同組合
ディスクロージャー誌2023



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和4年度）	3
5. 事業活動のトピックス（令和4年度）	6
6. 農業振興活動	9
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	12
9. 自己資本の状況	15
10. 主な事業の内容	16
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	24
2. 機構図	25
3. 組合員数	26
4. 組合員組織の状況	26
5. 地区一覧	27
6. 役員構成（役員一覧）	28
7. 職員数	28
8. 事務所の名称及び所在地	29
9. 特定信用事業代理業者の状況	30
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	31
2. 損益計算書	33
3. 注記表	35
4. 剰余金処分計算書	51
5. 財務諸表の正確性等にかかかる確認	52
6. 部門別損益計算書	53
7. 会計監査人の監査	53
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	54
2. 利益総括表	55
3. 資金運用収支の内訳	55
4. 受取・支払利息の増減額	56
III 事業の概況	
1. 信用事業	57
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	

(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業	6 3
(1) 長期・年金共済新契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	6 5
(1) 購買事業取扱実績	
① 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 農業経営事業取扱実績	
(6) 宅地等供給事業取扱実績	
(7) 受託農作業事業取扱実績	
(8) 福祉・介護保険事業取扱実績	
(9) 指導事業取扱実績	

IV	経営諸指標	
1.	利益率	6 8
2.	貯貸率・貯証率	6 8
V	自己資本の充実の状況	
1.	自己資本の構成に関する事項	6 9
2.	自己資本の充実度に関する事項	7 1
3.	信用リスクに関する事項	7 4
4.	信用リスク削減手法に関する事項	7 7
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 8
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	7 8
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	7 9
8.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	8 0
9.	金利リスクに関する事項	8 1
VI	連結情報	
1.	グループの概況	8 3
	(1) グループの事業系統図	
	(2) 子会社等の状況	
	(3) 連結事業概況(令和4年度)	
	(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
	(5) 連結貸借対照表	
	(6) 連結損益計算書	
	(7) 連結剰余金計算書	
	(8) 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)	
	(9) 連結注記表等	
	(10) 農協法に基づく開示債権	
	(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2.	連結自己資本の充実の状況	1 1 0
	(1) 自己資本の構成に関する事項	
	(2) 自己資本の充実度に関する事項	
	(3) 信用リスクに関する事項	
	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
	(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
	(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
	(10) 金利リスクに関する事項	
	法定開示項目掲載ページ一覧	1 2 2

ごあいさつ

組合員の皆さまをはじめご家族の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素はJA兵庫みらいの各事業に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、JA兵庫みらいは昨年4月に発足20周年という節目を迎えることができました。これもひとえに、組合員の皆さまをはじめ地域のすべての皆さまのご理解とご協力の賜であると衷心より感謝申し上げます。

さて、わが国の社会情勢に目を向けると、3年以上にわたって悪影響を及ぼしたコロナ禍は、5類感染症への移行に伴い国内外の経済活動に明るい兆しが見えてきましたが、ウクライナ情勢を背景とした電力・エネルギー価格の上昇や円安などにより、日用品のみならず肥料農薬など農業資材の高騰を招いています。

このようななか、令和4年度は第7次中期経営計画、第8次営農振興計画の初年度として「みらいの食と農を豊かに、地域とともに歩むJA」をビジョンに掲げ、「安全・安心な食の提供」と「地域農業の維持・発展」に取り組んでまいりました。

農業面の具体的な施策として、前年に引き続き令和4年産主食用米出荷者の約12万7,000袋を対象に、約6,400万円の特別緊急支援金支出を実施しました。また、新たな特産物とする新品種黒枝豆「ひかり姫」の普及・拡大に向けて本格的に販売を開始したほか、農業者の労力軽減と高品質な水稻苗を適期に安定供給することを目的として、新たに水稻育苗施設を建設しました。この施設は従来の農薬による種子消毒に代わり、温湯による消毒とすることでSDGsにも配慮した施設となっております。

JAは依然として厳しい環境下に置かれていますが、酒造好適米「山田錦」の出荷契約数量は回復傾向にあり、引き続き生産計画面積の確保に努めてまいります。

令和5年度は、第7次中期経営計画、第8次営農振興計画の中間年にあたります。健全な経営基盤の確立や内部統制の整備、コンプライアンス態勢の強化に加え、JAのめざす持続可能な農業と、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、基本目標とする「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を進めてまいります。

今後とも皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

兵庫みらい農業協同組合
代表理事組合長 小紫 康正

1. 経営理念

「わたしたちは農業、くらしのパートナー。

元気な農業、元気なくらしを応援します。」

J A兵庫みらいは、組合員や地域住民のよき相談相手として、地域の「農業」と「くらし」を応援していくことが基本的使命であると考えています。

J Aのもつ事業機能や相談機能をより一層高め、みらいの農業、みらいのくらしをサポートします。

2. 経営方針

(1) 地域農業の振興により、持続可能な農業の実現

細かな営農指導と販売力の強化により、地域の担い手や後継者を育成・支援し、農業者の所得増大と農業生産の拡大を進め、やりがいのある農業の実現をめざします。

(2) 協同の力で、豊かな地域社会の実現

組合員のメンバーシップ強化を図り、総合事業を通じたサービスの提供と地域に密着したJ Aファンづくり活動の実践により、共感を育む豊かな地域社会の実現に取り組みます。

(3) 健全な経営基盤の確立と人づくりの実現

内部統制の整備とリスク管理態勢の強化により、経営の健全性確保を図るとともに、J Aを取り巻く環境変化に迅速に対応できる人材を育成します。

3. 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行をおこなっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査をおこなっています。

組合の業務執行をおこなう理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和4年度）

新型コロナウイルス感染症との共存による社会経済活動の正常化が進むものの、世界的なインフレや地政学的リスクによる国際情勢の緊張等、日本経済の先行きは不透明感を増しています。また、人口減少や低金利政策等に加え、円安などにより肥料価格や原油価格、農業生産資材の高騰などJAの事業環境がますます厳しくなることが見込まれるなか、総合事業体として機能を発揮していくためには、自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、当JAでは、第7次中期経営計画の初年度として、「みらいの食と農を豊かに、地域とともに歩むJA」をビジョンに掲げ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の達成に向けて、役職員一丸となり事業展開の実践に努めてまいりました。

とくに、黒枝豆「ひかり姫」を新たな地域の特産物として、担い手の増加や栽培面積の拡大を通じて、農業生産の拡大を図るとともに、担い手支援助成等により農業者の生産コストの低減に努め、農業者の所得増大を図りました。

その結果、事業利益が9億30万円、経常利益12億6,949万円となり、当期剰余金は8億9,504万円を計上することができました。

1. 農業者の所得増大に向けた取り組み

主要振興作物の生産拡大により、黒大豆の販売高は1億1,167万円となり、前年対比165万円増（101.5%）となりました。また、新たな特産物として黒枝豆「ひかり姫」の振興に取り組み、販売高は725万円となり、前年対比448万円増（261.8%）となりました。アスパラガスにおいては、営農指導と販売力強化に取り組み、生産面積116a、販売高1,745万円（103.1%）となりました。

ファーマーズマーケット事業では、魅力ある農産物の提供と消費者に喜ばれる店舗づくりに取り組み、来客数は42万人を超え、取扱高は前年対比9,686万円増（114.7%）となりました。

2. 指導事業

（1）営農指導

令和4年度は、第8次営農振興計画の初年度として、「“みらいへつなぐ”魅力ある農業で地域を元気に2024」をテーマに、出向く活動を実践し、農業者の経営安定・収益力強化に向けた営農指導に取り組みました。

新規就農者や集落営農組織等の多様な担い手に対して積極的な支援をおこない、地域の担い手の確保と育成を図り、持続可能な農業の実現をめざしました。

新たな特産物として、黒枝豆「ひかり姫」の普及・生産拡大に取り組み、生産者13名、生産面積314aとなりました。

水稻オリジナル品種導入への取り組みでは、試験ほ場を設置し、栽培適性・収量性・品質・食味等の調査をおこないました。

スマート農業の推進については、関係機関と連携を図り、地域に適合した技術の普及・定着に向けた支援および情報提供に努めました。

また、生産履歴記帳の適正化とJA兵庫みらい版GAP（農業生産工程管理）に取り組み、消費者から信頼される安全・安心な農産物の生産に努めました。

(2) 生活指導

組合員ならびにその家族の健康を守るため、各市と連携し「町ぐるみ健診」による生活習慣病の予防と早期発見に努めました。また「骨粗しょう症検診」を無料で開催し、健康管理活動に取り組みました。

女性会活動では、認知症研修を開催し、高齢化社会に対応できる知識習得を図ったほか、SDGsへの取り組みとして、本店前県道脇の清掃活動をおこないました。また、「女性会フェスタ」を3年ぶりに開催し、各教室・グループの活動発表をおこないました。

3. 販売事業

令和4年産米の兵庫県南部の作況指数は「103」でした。田植え後しばらくは好天の日が多かったため活着もよく、7月に入ると戻り梅雨（後に梅雨明け時期変更）により天候が崩れ、やや低温になりましたが、全体的には順調に生育が進みました。8月は再び高温となり、出穂時期は当初早くなると予想されましたが、中旬に雨が続き気温が下がったことなどにより、結果的に平年並となりました。一方、9月の台風14号により、山田錦については多くのほ場で倒伏が見られ、その後の降雨で倒伏が進み収量品質ともに大きな影響がありました。

集荷実績は243,332袋となり、うち山田錦については、“グレードアップ兵庫県産山田錦”の生産に取り組み、集荷実績は109,399袋となりました。

米の販売品販売・取扱高は25億7,616万円で、販売事業全体としての販売品販売・取扱高は36億414万円となりました。

資材価格高騰と米価低迷を踏まえ令和4年産主食用米出荷者の127,179袋を対象に、緊急特別支援金6,358万円の支出を実施しました。

<ファーマーズマーケット事業>

20周年記念事業イベントで「マグロの解体ショー」や旬の農産物を提供するイベントを定期的で開催し、消費者に安全・安心な農産物を通して、消費者と生産者がふれあう場を提供し農産物の消費拡大に努めました。また、集客拡大のためJA公式ラインを通じイベントの告知やライン友達の増加に努めた結果、取扱高は7億5,361万円となりました。

4. 購買事業

生産資材価格の高騰のなか、「農業者の所得増大」をテーマに、農薬の大型規格の提案や担い手支援助成ならびに大口利用者特別助成、引取値引き助成を継続実施するとともに、高度化成肥料、除草剤のラウンドアップやバスタの特別価格対応を実施しました。

また、「国の肥料価格高騰対策事業」の申請手続きを支援し、515件の申請をおこないました。

グリーン店舗では、感染防止対策を実施しながら営農相談・情報発信をおこない、「気軽に利用しやすい店舗づくり」に努めました。

取扱高は、生産資材15億8,868万円、生活物資1億7,855万円となりました。

5. 信用事業

地域の農業とくらしを応援する金融機関として、組合員や地域の皆さまのお金にまつわる悩み相談に対し情報提供や相談機能の充実を図るため、休日ローン・年金相談会と資産形成・資産運用相談会の毎月開催と相続に関する個別相談会を年10回開催しました。

また、農業機械・設備等にご利用いただけるアグリマイティー資金の利息を一部負担し、地域農業活性化を側面から支援しました。

その結果、貯金残高は4,314億円、貸出金残高527億円の実績となりました。

6. 共済事業

3Q訪問活動・あんしんチェックを通じ、組合員・利用者のニーズに合った「ひと・いえ・くるま」の総合保障の点検活動に取り組みました。

その結果、長期共済保有契約高4,924億円、自動車共済掛金は8億3,123万円の実績となりました。


5. 事業活動のトピックス（令和4年度）

J A兵庫みらいは、「みらいの食と農を豊かに、地域とともに歩むJ A」をテーマとする第7次中期経営計画に取り組んでいます。

令和4年度の主な取り組み状況を紹介します。

○持続可能な農業の実現

取り組み	具体的な内容	取り組み状況																		
農業者の経営安定と収益力強化	地域農産物の産地振興	<p> 水稻・黒大豆・小麦・アスパラガスの4品目を主要振興作物として位置付け、高品質・高収量に向けた栽培技術指導を実践し、農業者の所得向上と産地振興に取り組みました。 </p> <p style="text-align: center;">令和4年度作付面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻</td> <td>4,500ha</td> <td>4,592ha</td> </tr> <tr> <td>（どんとこい）</td> <td>119ha</td> <td>106ha</td> </tr> <tr> <td>黒大豆</td> <td>102ha</td> <td>108ha</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>310ha</td> <td>329ha</td> </tr> <tr> <td>アスパラガス</td> <td>120a</td> <td>116a</td> </tr> </tbody> </table> <p> 新たな特産に育てようと、カスミノウの試験栽培を始めました。 </p>		計画	実績	水稻	4,500ha	4,592ha	（どんとこい）	119ha	106ha	黒大豆	102ha	108ha	小麦	310ha	329ha	アスパラガス	120a	116a
	計画	実績																		
水稻	4,500ha	4,592ha																		
（どんとこい）	119ha	106ha																		
黒大豆	102ha	108ha																		
小麦	310ha	329ha																		
アスパラガス	120a	116a																		
地域の活性化	魅力ある店舗（直売所）づくり	<p> 消費者モニター会を開催し、消費者の意見を取り入れた店舗づくりに取り組みました。 </p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>春開催（3地区合計）</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>夏秋開催（3地区合計）</td> <td>8名</td> </tr> </tbody> </table> <p> 野菜栽培講習会「ぐれっふ」を開催し、直売所出荷会員の拡大に取り組みました。 </p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新規出荷会員数（3地区合計）</td> <td>35名</td> </tr> </tbody> </table>	春開催（3地区合計）	8名	夏秋開催（3地区合計）	8名	新規出荷会員数（3地区合計）	35名												
春開催（3地区合計）	8名																			
夏秋開催（3地区合計）	8名																			
新規出荷会員数（3地区合計）	35名																			
地域に根ざしたJ A	担い手・後継者育成に向けた取り組み	<p> アスパラガスの生産振興を図り、栽培指導から販売までの支援に取り組んでいます。 </p> <div style="text-align: center;"> <p>作付面積（単位：a）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>作付面積 (a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	作付面積 (a)	H30	81	R1	98	R2	109	R3	114	R4	116						
年度	作付面積 (a)																			
H30	81																			
R1	98																			
R2	109																			
R3	114																			
R4	116																			

取り組み	具体的な内容	取り組み状況				
生産資材の安定供給と支援	生産コスト削減への貢献	農業用パイプハウスの設置支援をおこない、アスパラガスをはじめ施設園芸作物の生産拡大に取り組みました。 ※補助率：50%（上限50万円）				
		令和4年度設置実績				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パイプハウス (付帯設備)</td> <td>5件 (付帯設備込)</td> <td>10件 (3件)</td> </tr> </tbody> </table>		計画	実績	パイプハウス (付帯設備)
	計画	実績				
パイプハウス (付帯設備)	5件 (付帯設備込)	10件 (3件)				

○豊かな地域社会の実現

取り組み	具体的な内容	取り組み状況
総合事業を通じたサービスの提供	地域に根ざし、地域に求められる総合事業の展開	各地域の小学校等に出向き、「出前授業」を開催し、農業の楽しさを伝え、未来の担い手育成に向けて取り組んでいます。
		<ul style="list-style-type: none"> ●バケツ苗 ●代かき ●稲刈り ●麦踏み ●夏野菜の栽培指導 ●田植え ●黒大豆種まき
		
組合員のメンバーシップの強化	組合員や地域住民の声をJA運営へ	地域ふれあい委員会、各事業所等に寄せられた組合員や地域の皆さまの意見・要望をJA全体で共有し、事業に反映できるように取り組みました。
		●地区別懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催中止となりましたが、各支店、事業所に「ご意見・ご要望窓口」を設け意見集約を図りました。
		●皆さまからいただいたご意見やご要望は、広報誌（6月号）に掲載しました。

取り組み	具体的な内容	取り組み状況												
魅力ある協同活動の展開	次世代に向けた地域貢献活動の実践	<p>活動内容を工夫し、組合員や地域住民に選ばれるJAをめざし「JAファンづくり活動」に取り組みました。</p> <table border="1"> <tr> <td>JAファンづくり活動実施数 (全店舗合計)</td> <td>68回</td> </tr> </table> <p>「親子農業体験」を開催し、次世代への絆づくりや食と農にかかわる活動に取り組んでいます。</p> <p>「みらいキッズ親子農業体験」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>とうもろこし種まき じゃがいもの芽かき</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>とうもろこし収穫 じゃがいも収穫</td> </tr> </tbody> </table> <p>「認定こども園向け収穫体験」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月</td> <td>だいこん収穫 じゃがいも収穫</td> </tr> </tbody> </table>	JAファンづくり活動実施数 (全店舗合計)	68回	実施月	実施内容	4月	とうもろこし種まき じゃがいもの芽かき	7月	とうもろこし収穫 じゃがいも収穫	実施月	実施内容	12月	だいこん収穫 じゃがいも収穫
JAファンづくり活動実施数 (全店舗合計)	68回													
実施月	実施内容													
4月	とうもろこし種まき じゃがいもの芽かき													
7月	とうもろこし収穫 じゃがいも収穫													
実施月	実施内容													
12月	だいこん収穫 じゃがいも収穫													
JAの組織基盤強化へ向けた次世代組合員の確保	次世代組合員の加入促進への取り組み	<p>支店・営農生活センターを拠点としたJAファンづくり活動等を通じて、組合員の増加に取り組みました。</p> <table border="1"> <caption>組合員数 (単位: 人、法人、団体)</caption> <tr> <td>R3</td> <td>27,212</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>27,731</td> </tr> </table>	R3	27,212	R4	27,731								
R3	27,212													
R4	27,731													

○健全な経営基盤の確立と人づくりの実現

取り組み	具体的な内容	取り組み状況
健全な経営基盤の確立	将来の見通しを踏まえた経営計画の策定・検証	持続可能な経営基盤を確立するため、中長期の収支シミュレーションに基づく経営計画の策定・検証に取り組んでいます。

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌『Mirai Club』(みらい倶楽部)やホームページでもご案内しております。

ホームページアドレス：<https://www.hyogomirai.com>

6. 農業振興活動

J A兵庫みらいは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展をめざして、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

2. 集落営農組織の育成・支援

地域農業の担い手として、集落営農組織の育成・支援を進めています。

3. 地産地消の取り組み

管内3カ所のファーマーズマーケット（農産物直売所）において、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 農業とのふれあい活動

「農業とのふれあい」をテーマとして、市民農園の活動を実施しました。

5. 食育の取り組み

田植え、稲刈り等の農作業体験や、じゃがいも等の収穫体験を通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えています。

7. 地域貢献情報

J A兵庫みらいは、協同組合活動の原点である「組合員の営農とくらし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため、さまざまな活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

(1) 環境問題への取り組み状況

- ・環境に配慮した活動として、廃プラ・不要農薬の回収等に取り組んでいます。
- ・省エネルギーを实践するため、電気使用量の削減・クールビズ等の実施に取り組んでいます。
- ・SDGsへの取り組みのひとつとして、清掃活動に取り組んでいます。

(2) 各種募金活動・公益団体等への寄付

- ・年末恒例の赤い羽根共同募金に協力しています。

(3) 地域の安全・防犯活動

- ・地域の安全を見守る「みらいみまもり隊運動」を継続し、地域住民ならびに行政機関、警察と連携して地域の安全・安心活動や声掛け活動に取り組んでいます。
- ・行政と連携した「高齢者みまもり隊」の活動により、高齢者支援に取り組んでいます。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	145,389
定 期 性	286,019
小 計	431,409
譲 渡 性	-
合 計	431,409

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農 業 近 代 化 資 金	-
そ の 他 制 度 資 金	-
農 業 関 連 融 資	488
事 業 関 連 融 資	6,190
住 宅 関 連 融 資	43,530
生 活 関 連 融 資	2,167
そ の 他	349
合 計	52,725

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民の健康を守るため、町ぐるみ健診による健康管理活動をはじめ、高齢者福祉活動、地域助け合い活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員においては、地域清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「わたしたちは農業、くらしのパートナー。元気な農業、元気なくらしを応援します。」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆さまに利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動をおこなっています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農生活センターに営農相談員を配置するとともに、県農業改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽^{けんさん}しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、農業融資担当部門とTAC等営農・経済部門が連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援

農業後継者として新規就農者、若手専業農家、大型専業農家等の段階に応じた支援をするとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、TAC等営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案をおこなっています。また地域農業の支援として、農業設備等にご利用いただけるアグリマイティー資金の利息について、一部助成をおこなっています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営をおこなっています。

また、小学校等に出向き、出前授業を通して“みらい”の担い手に農業の楽しさを伝えます。親子ふれあい農業体験を開き、体験を通して家族で農業にふれあう場所を提供します。

(7) お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当J Aは、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定しております。今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、本方針を役職員一丸となって共有、実践することでお客さまが、より当J Aを信頼してご相談いただける体制を作り、多様なニーズにお応えすることで、豊かなくらしのサポートを実践してまいります。つきましては、今後も本方針は必要に応じて見直しをおこないます。

1 お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当J Aは、金融商品の組成に携わっておりません。

2 お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務をおこなうことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理をおこなうため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックをおこない、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの方一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営をおこなうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議をおこなうため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みをおこなっています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会をおこない全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理をおこなっています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口

JA兵庫みらい 本店 金融部

電話番号：0790-47-1280

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

当JAのJA共済相談・苦情等受付窓口

JA兵庫みらい 本店 共済部

電話番号：0790-47-1281

受付時間：午前9時～午後5時

（土日・祝祭日および12月31日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター	(電話：078-341-8227)
東京弁護士会紛争解決センター	(電話：03-3581-0031)
第一東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3595-8588)
第二東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3581-2249)

まずは①の窓口または J A バンク相談所(一般社団法人 J A バンク ・ J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国のすべての弁護士会でおこなえる訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)	https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構	https://www.jibai-adr.or.jp/
(公財) 日弁連交通事故相談センター	https://n-tacc.or.jp/
(公財) 交通事故紛争処理センター	https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR	https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員ならびに利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、15.78%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	兵庫みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	3,403百万円（前年度3,411百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務をおこなっています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。当座貯金、普通貯金、総合口座、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品

令和5年4月1日現在

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
当座貯金	手形・小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人・法人
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人・法人
総合口座	1冊の通帳に(貯める)(受け取る)(支払う)(借りる)という4つの機能がパック。いざというときには定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人のみ
通知貯金	7日間の据え置き期間経過後、お引き出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	期間の定めはありません。ただし、7日間の据置期間が必要です。	50,000円以上	1円	個人・法人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に利率を適用します。また、専用キャッシュカードで簡単に出し入れできる貯金です。(給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。)	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人のみ
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上、7年以内	1,000円以上	—	個人・法人

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
スーパー定期貯金	お預け入れは1円からという手軽さ。個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできません。	1ヵ月以上、10年以内	1円以上	1円	個人・法人
大口定期貯金	土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大口定期貯金です。	1ヵ月以上、10年以内	1,000万円以上	1円	個人・法人
変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上、3年以内	1円以上	1円	個人・法人
期日指定定期貯金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年経てば、いつでも必要なときにお引き出しに出来ます。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。	最長3年	1円以上、300万円未満	1円	個人のみ
一般財形貯金	お給料、ボーナスから天引きする積み立て貯金です。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上	1円	JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
財形住宅貯金	マイホーム取得等を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上	1円	JAと財形貯蓄契約を締結している満55歳未満の勤労者
財形年金貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上 (受取開始日は満60歳に達した日以降の日)	1円以上	1円	JAと財形貯蓄契約を締結している満55歳未満の勤労者

◇貸出業務

農業協同組合として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

その他、インターネットによるローン商品(JAネットローン)の取扱いについては、兵庫県農業信用基金協会保証および、三菱UFJニコス株式会社の保証をご利用いただくことができます。

主な融資商品(兵庫県農業信用基金協会保証)

令和5年4月1日現在

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築、増改築および補修に必要な資金	100万円以上 4億円以内 (10万円単位)	1年以上、30年以内(法定耐用年数内)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築および増改築資金、住宅および土地の購入資金 土地の購入資金（5年以内に住宅を新築し居住の予定があること） 借換資金	10万円以上 10,000万円以内 （1万円単位）	3年以上、40年以内 1ヵ月単位 借換の場合 3年以上、40年以内 1ヵ月単位 （残存期間+5年）	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
リフォームローン	既存住宅の増改築、改装、補修資金および、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金	1万円以上 1,000万円以内 （1万円単位）	1年以上、10年6ヵ月以内 1ヵ月単位	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
マイカーローン	自動車の購入、点検、車検、修理費用等の資金 借換資金 （営業用自動車は対象外）	1万円以上 500万円以内 1万円単位 （71歳以上は上限200万円、新卒は上限300万円）	6ヵ月以上、10年以内 1ヵ月単位 借換の場合 残存期間内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
教育ローン	教育施設（高等学校・大学・各種学校等）に就学するお子様の入学金・授業料・その他の学費に必要な資金 借換資金	1万円以上 500万円以内 1万円単位	1年以上、15年以内 （在学期間+9年） 借換の場合 残存期間内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
多目的ローン	家電製品等の購入や結婚・出産資金など生活に必要な資金 （事業資金、負債整理資金は対象外）	1万円以上 500万円以内 1万円単位	6ヵ月以上、10年以内 1ヵ月単位	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
アグリマイティールー ン資金	農機具、農産物の流通、加工、販売に関する設備資金。農業倉庫建築などの農業生産に直結する資金	5,000万円以内（個人） 10,000万円以内（法人）	資金用途によって異なります。 最長17年以内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
営農ローン	農薬、肥料、農業生産資材購入費などの短期運転資金	10万円以上、300万円以内で農産物販売額以内 10万円単位	1年 原則として1年ごとに自動的に継続されます。	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	20万円、50万円、100万円、150万円、200万円、300万円の6種類 （無担保お借入総額が前年度税込収入の範囲内）	2年 原則として2年ごとに自動的に継続されます。	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。

◇為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込 ・ 送金や手形 ・ 小切手等の取立が安全 ・ 確実 ・ 迅速にできます。

◇その他の業務およびサービス

当 J A では、コンピューター ・ オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の J A での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

令和 5 年 4 月 1 日現在

主な取り扱いサービス	特 徴
為替サービス	お受け取りの貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手 ・ 手形の取立を代行し、あなたの口座に入金する代行サービスなどがあります。全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全 ・ 確実です。
年金自動受取	年金があなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。お手続きは一度していただくだけで、年金の受給日に、あなたの貯金口座に振り込まれるので、いつでも都合のよい日にお受け取りができます。初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、また J A 以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等によりお手続きが可能です。
自動支払	電気 ・ 電話 ・ NHK などの公共料金や、税金 ・ 家賃 ・ 授業料 ・ 各種クレジット代金などのお支払いをあなたに代わっておこなうサービスです。お申し込みの手続きは、通帳 ・ お届印などが必要です。
キャッシュカード	通帳 ・ 印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れを A T M でご利用いただけるカードです。土曜日や日曜日はもちろん祝日もご利用いただけます。
J A カード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめる J A のクレジットカードです。ボーナス一括払いやリボ払いなどがご利用でき、ポイントサービス ・ 各種特典が受けられます。キャッシングなどもご利用いただけます。
国債	国が発行する安全性の極めて高い商品です。長期国債 ・ 中期国債 ・ 個人向け国債と期間もいろいろあり、生活設計にあわせてお選びいただけます。一定の条件を満たす個人の方は、お一人元本 350 万円までのお利息に税金のかからないマル優 ・ マル特制度がご利用いただけます。
投資信託	投資家より資金を集め、これをファンドとして 1 つにまとめ、専門家が株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として還元いたします。投資信託は、貯金保険の対象ではなく、元本の保証はありません。N I S A やつみたて N I S A もご利用いただけます。
J A バンクアプリサービス	アプリケーションを使って、口座等の残高照会や取引履歴を確認いただけるサービスです。
J A ネットバンクサービス	インターネットを使って、パソコン、スマートフォンから「振込 ・ 振替 ・ 残高照会」などがご利用できます。
貸金庫	大切な財産や貴重品を厳重に保管する貸金庫を取り扱っており、みなさまの財産をしっかりと守ります。

*一部の支店によってはお取り扱いできないサービスがあります。

手数料一覧（抜粋）

令和5年4月1日現在

貯金業務

（単位：円）

手数料項目	条 件		手数料（税込）
残高証明書発行	（融資のみの残高証明書を含む）		1通 440
用紙発行	小切手帳		50枚綴り（1冊） 2,200
	手形帳		50枚綴り（1冊） 2,200
	自己宛小切手		1枚 880
マル専関係	手形用紙		1枚 880
	口座開設		1口座 3,300
再発行	通帳		1通 1,100
	証書		1枚 1,100
	キャッシュカード		1枚 1,100
新規および更新	I Cキャッシュカード		1枚 無料
	J Aカード一体型I Cキャッシュカード		1枚 無料

為替業務

（単位：円）

手数料項目	条 件		手数料（税込）	
送金手数料	自J A本支店間		1件につき 無料	
	系統あて		1件につき 440	
	他行あて	普通	1件につき 660	
振込手数料	自J A本支店間		3万円未満	1件につき 220
			3万円以上	1件につき 440
	系統あて	県内	3万円未満	1件につき 440
			3万円以上	1件につき 660
		県外	3万円未満	1件につき 440
			3万円以上	1件につき 660
	他行あて	電信扱い	3万円未満	1件につき 550
			3万円以上	1件につき 770
		文書扱い	3万円未満	1件につき 440
			3万円以上	1件につき 660
ATMによる振込手数料 （現金）	自J A本支店間		3万円未満	1件につき 無料
			3万円以上	1件につき 無料
	系統あて県外		3万円未満	1件につき 330
			3万円以上	1件につき 440
	他行あて		3万円未満	1件につき 440
			3万円以上	1件につき 660
ATMによる振込手数料 （キャッシュカード）	自J A本支店間		3万円未満	1件につき 無料
			3万円以上	1件につき 無料
	系統あて県外		3万円未満	1件につき 165
			3万円以上	1件につき 330
	他行あて		3万円未満	1件につき 165
			3万円以上	1件につき 330

手数料項目	条 件			手数料 (税込)	
個人ネットバンクによる振込手数料	月額利用料			無料	
	自 J A 本支店間		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて	県内、県外	3 万円未満	1 件につき	110
			3 万円以上	1 件につき	330
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	165
3 万円以上			1 件につき	330	
法人ネットバンクによる振込手数料	月額利用料 (利用サービスにより)			1, 100~2, 200	
	自 J A 本支店間		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて	県内、県外	3 万円未満	1 件につき	110
			3 万円以上	1 件につき	330
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	385
3 万円以上			1 件につき	550	

その他業務

(単位：円)

手数料項目	条 件		手数料 (税込)
代金取立手数料	電子交換所利用		1 件につき 440
	電子交換所利用以外 (個別取立)		1 件につき 1, 100
貸金庫使用料	1 契約	1 年	6, 600

[共済事業]

J A 共済は、J A がおこなう地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

共済種類

長期共済 (契約期間が 5 年以上の契約)

商 品	特 徴
終身共済	加入したそのときから、一生涯の被共済者の死亡・第 1 級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
養老生命共済	一定期間の被共済者の死亡・第 1 級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態が保障されるとともに、満期時に被共済者が生存しているときは、満期共済金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の 2 つの機能を兼ね備えた共済です。
こども共済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第 1 級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
定期生命共済	一定期間の被共済者の死亡・第 1 級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
予定利率変動型年金共済	所定の期間経過後、終身または一定期間、被共済者が生存しているときに年金を保障する共済です。
がん共済	被共済者が悪性新生物・脳腫瘍に罹患した場合、その入院・手術等を保障する共済です。

商 品	特 徴
医療共済	加入したそのときから、被共済者のさまざまな病気、けがによる入院・手術等を保障する共済です。
介護共済	一生涯にわたり被共済者が所定の要介護状態になった場合「介護共済金」が支払われる共済です。公的介護保険制度に連動し、要介護2～5まで、幅広い要介護状態を保障します。
認知症共済	要介護状態をとまなう認知症および軽度認知障害（MCI）を保障する共済です。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病（糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎）などを保障する共済です。
生活障害共済	一定期間の被共済者の病気やけがによる身体障害状態（身体障害者手帳1～4級）を保障する共済です。
建物更生共済	建物や動産などを対象に、火災等や自然災害による損害のてん補の他に、損害が発生した際に生じる各種の費用の給付や家族などの傷害に対する保障を組み込んだ共済です。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

商 品	特 徴
自動車共済	万一の自動車事故による対人、対物等相手への損害賠償や、自分が被ったケガ、車両損害等幅広く保障する共済です。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者が損害賠償責任を負った場合の損害を保障する共済です。自動車損害賠償保障法に基づき、自動車に加入を義務づけ運営されている強制共済です。
火災共済	建物や建物内に収納されている動産が火災などによって損害を受けたときの保障をする共済です。
傷害共済	日常のさまざまな災害や事故による死亡や負傷を保障する共済です。
賠償責任共済	日本国内において発生した自動車事故以外の被共済者の日常生活や農作業などに起因する事故により、法律上の損害賠償責任を負い、賠償金を支払わなければならないなくなった場合に保障する共済です。

〔購買事業〕

管内3カ所のグリーン店舗（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。各営農生活センターでは営農相談員が農産物づくりのアドバイスもおこなっています。

また、生活面では、米や生活資材の供給をおこなっています。

〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業をおこなっています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「地域ブランド」（地域団体商標）として認証しています。また、「地産地消」の取り組みとして、管内3カ所にファーマーズマーケットを展開し、地元でとれた農産物を農家が持ち寄り、消費者に直接提供しています。

(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが抛出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援をおこないます。

※令和 4 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 4 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

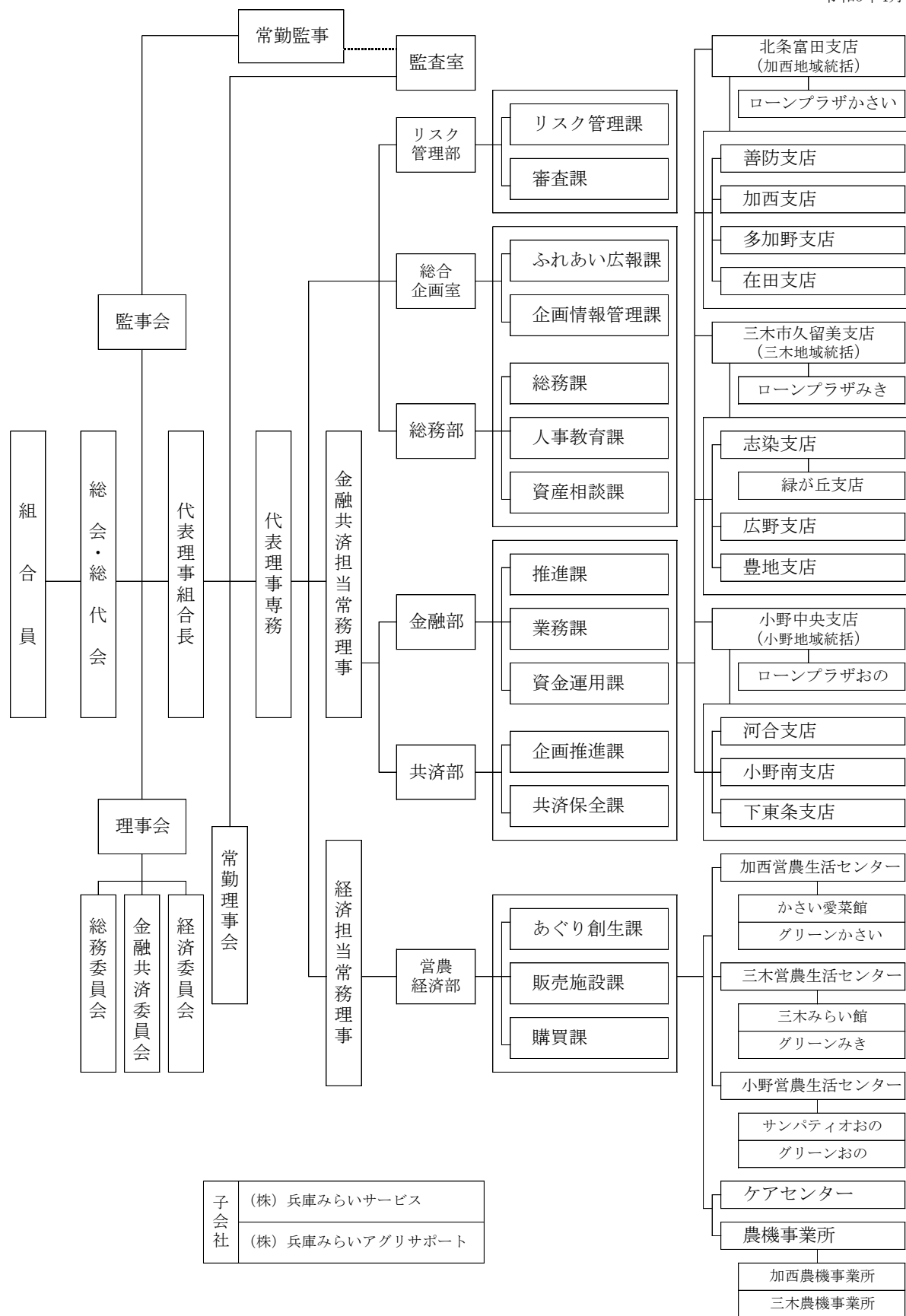
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

平成14年4月1日	加西市、三木市、小野市内の3JAが合併し、「兵庫みらい農業協同組合」として役員22名（理事17名、監事5名）、職員535名の3室5部制（監査室、総合企画室、審査室と総務部、信用部、共済部、営農部、生活部）、22支店、3営農生活センター設置により発足しました。
平成14年4月	ファーマーズマーケット（サンパティオおの）オープン
平成14年6月	JA兵庫みらい女性会設立総会を開催しました。
平成16年3月	本店機構を一部改革しました。「コンプライアンス統括室」の新設。融資部と信用部を統合し「信用部」、営農部と生活部を統合し「経済部」としました。その結果、本店は3室4部制となりました。
平成16年6月	ファーマーズマーケット（三木みらい館）オープン
平成16年10月	株式会社兵庫みらいサービス営業開始
平成17年6月	ファーマーズマーケット（かさい愛菜館）オープン
平成18年3月	支店再編により新支店がオープンし、13支店となりました。
平成18年4月	物流農家戸配送出発式 県域農機事業一体運営出発式 給油所事業の「経営委託方式」による全農委託
平成19年3月	本店機構を一部改革しました。信用部を「信用部」と「融資部」に分離し、その結果、本店は3室5部制となりました。
平成20年5月	ファーマーズマーケット（サンパティオおのゆびか店）オープン
平成20年10月	株式会社兵庫みらいアグリサポート営業開始
平成21年4月	社会貢献活動の一環として、「みらいみまもり隊」発足。
平成22年3月	本店機構を一部改革しました。経済部を「経済部」と「営農部」に分離し、その結果、本店は3室6部制となりました。
平成23年5月	県内JA初のJA兵庫みらい女性大学を開校しました。
平成23年7月	ひょうご農商工連携ファンド事業認定
平成23年9月	国の農商工連携事業認定
平成24年4月	合併10周年記念式典を開催しました。
平成24年10月	おのセレモニーホールみらいオープン
平成25年3月	本店機構を一部改革しました。信用部と融資部を統合し「金融部」、営農部と経済部を統合し「営農経済部」としました。その結果、本店は3室4部制となりました。
平成27年6月	緑が丘支店がオープンし、14支店となりました。
平成27年6月	小野ライスセンターが竣工しました。
平成28年3月	営農部門の「出向く体制」の強化を図るため、「あぐり創生課」を新設しました。
平成28年5月	実践型研修ハウスを設置し、アスパラガスを定植しました。
平成30年3月	在田支店新築オープン
平成30年6月	本店機構を一部改革しました。「自己改革推進室」を新設しました。その結果、本店は4室4部制となりました。
平成30年7月	農業経営事業を始めました。
令和2年5月	三木営農生活センター新築オープン
令和3年3月	本店機構を一部改革しました。自己改革推進室を総合企画室に統合しました。またコンプライアンス統括室を「リスク管理部」に変更しました。その結果、本店は2室5部制となりました。
令和4年4月	合併20周年記念として各種20周年記念事業イベントを開催しました。
令和4年9月	三木農機事業所 農機整備工場を一部建て替えました。
令和5年4月	加西水稻育苗施設を建設し、稼働しました。

2. 機構図

令和5年4月1日現在



3. 組合員数

令和5年3月31日現在

(単位：人、団体)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
正組合員	15,286	15,235	51
個 人	15,230	15,185	45
法 人	56	50	6
准組合員	12,445	11,977	468
個 人	12,352	11,901	451
法 人	93	76	17
合 計	27,731	27,212	519

4. 組合員組織の状況

令和5年3月31日現在

(単位：名)

地 区 名	組 織 名	構 成 員 数
全 域	J A兵庫みらい女性会	321
	アスパラガス部会	25
加 西	加西市山田錦協議会	284
	加西市施設そ菜園芸生産研究会	11
	加西市キヌサヤ生産研究会	4
	加西市ししとう部会	4
	加西市根日女みどり研究会	8
	加西市黒大豆生産研究会	97
	加西市ぶどう部会	115
	加西市キャベツ研究会	19
	加西市肉牛肥育研究会	3
	かさい愛菜館運営協議会	220
	加西市集落営農組織連絡協議会	48 団体
三 木	三木山田錦部会	883
	三木花卉部会	11
	三木黒大豆部会	120
	三木野菜部会	8
	三木みらい館運営協議会	170
	三木みらい営農組織協議会	31 団体
小 野	小野山田錦部会	334
	小野野菜部会	6
	小野無花果部会	15
	小野キャベツ部会	12
	小野ブロッコリー部会	17
	小野黒大豆部会	63
	小野ファーマーズマーケット運営委員会	183
	年金友の会	7,912

5. 地区一覽



6. 役員構成（役員一覧）

令和5年3月31日現在

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	小 柴 康 正	理 事	増 田 政 之
代表理事専務	高 橋 秀	〃	鈴 木 尚 美
常務理事	横 山 義 則	〃	山 崎 広 治
常務理事	横 山 尚 平	〃	西 岡 義 信
理 事	田 中 義 三	〃	寺 尾 善 博
〃	市 浦 義 隆	〃	山 田 英 俊
〃	櫻 井 臣 義	〃	常 峰 みどり
〃	藤 原 巧	代表監事	田 中 富 雄
〃	服 部 正 代	常勤監事	衣 笠 和 明
〃	金 澤 和 正	監 事	横 山 良 隆
〃	前 田 久 至	〃	高 田 勝 生
〃	鈴 木 三 千 雄	員外監事	片 岡 明 善
〃	鈴 木 信 義		

7. 職員数

令和5年3月31日現在

(単位：人)

区 分	男 性	女 性	合 計
一般職員	204 (17)	121 (35)	325 (52)
TAC・営農相談員	20 (0)	2 (0)	22 (0)
合 計	224 (17)	123 (35)	347 (52)

(注) () は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

令和5年3月31日現在

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M設置・稼働状況
本店、J A会館	加西市玉野町 1156-1	0790-47-1255	1台
北条富田支店	加西市北条町栗田 12-2	0790-42-2733	2台
善防支店	加西市西笠原町 178-40	0790-48-2211	1台
加西支店	加西市中野町 938-2	0790-49-1011	1台
多加野支店	加西市和泉町 1142-5	0790-45-0018	1台
在田支店	加西市殿原町 123-4	0790-44-0301	1台
三木市久留美支店	三木市加佐 38-1	0794-82-0340	1台
志染支店	三木市志染町志染中 46	0794-87-3011	1台
緑が丘支店	三木市緑が丘町東 2-9-27	0794-84-2700	2台
広野支店	三木市志染町広野 1-113	0794-85-6500	1台
豊地支店	三木市細川町豊地 54	0794-86-2511	1台
小野中央支店	小野市上本町 195-6	0794-63-1501	3台
河合支店	小野市三和町 809-1	0794-66-5001	1台
小野南支店	小野市市場町 452-1	0794-63-1510	1台
下東条支店	小野市小田町 1673-1	0794-67-0080	1台
加西営農生活センター	加西市玉野町 1156-155	0790-47-1286	
三木営農生活センター	三木市細川町豊地 1219	0794-82-6150	
小野営農生活センター	小野市浄谷町 278	0794-63-6905	
加西農機事業所	加西市玉野町 1156-1	0790-47-1311	
三木農機事業所	三木市口吉川町殿畑 638	0794-88-0777	
グリーンかさい	加西市玉野町 1156-155	0790-47-1286	
グリーンみき	三木市細川町豊地 1219	0794-83-5638	
グリーンおの	小野市浄谷町 278	0794-63-7775	
かさい愛菜館	加西市豊倉町 1261-81	0790-47-8700	
三木みらい館	三木市緑が丘町西 4-48	0794-87-8077	
サンパティオおの	小野市浄谷町 1545-321	0794-64-0831	
加西低温農業倉庫	加西市鶉野町 1169-3	0790-49-9600	
久留美低温農業倉庫	三木市加佐 681-5	—	
志染農業倉庫	三木市志染町志染中 46	—	
口吉川農業倉庫	三木市口吉川町榎 100-1	—	
細川農業倉庫	三木市細川町豊地 89-1	—	
小野低温農業倉庫	小野市浄谷町 278	—	
下東条農業倉庫	小野市小田町 3674	—	
カントリーエレベーター 1～3号基	加西市玉野町 1139-28	0790-47-0018	
三木市東ライスセンター	三木市口吉川町蓮花寺 144-1	0794-89-5056	
小野ライスセンター	小野市浄谷町 278	0794-63-4000	
小野第3ライスセンター	小野市小田町 3674	0794-67-1000	
加西水稻育苗施設	加西市鶉野町 1277	—	
三木市東育苗センター	三木市大塚高町 191-1	—	
小野育苗センター	小野市浄谷町 278	—	
土壌分析室	加西市玉野町 1156-1	—	
農産物加工場	小野市浄谷町 278	—	
コンテナ式育苗装置	小野市浄谷町 278	—	

店舗外ATM設置場所

令和5年3月31日現在

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	ATM設置・稼働状況
加西市役所ATMコーナー	加西市北条町横尾 1000 加西市役所内	—	1台
富田ATMコーナー	加西市西上野町 232-8	—	1台
西在田ATMコーナー	加西市下道山町 406-1	—	1台
口吉川ATMコーナー	三木市口吉川町殿畑 638	—	1台
小野市役所ATMコーナー	小野市中島町 531 小野市役所内	—	1台
北播磨総合医療センターATMコーナー	小野市市場町 926-250	—	1台
来住ATMコーナー	小野市下来住町 1202-1	—	1台
大部ATMコーナー	小野市敷地町 578	—	1台
青野ヶ原ATMコーナー	小野市河合中町 928-4	—	1台
育ヶ丘ATMコーナー	小野市育ヶ丘町 1475-541	—	1台

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	431,276	432,344
(1) 現金	816	902
(2) 預金	370,937	372,818
系統預金	370,937	372,818
(3) 有価証券	4,721	3,768
国債	683	202
地方債	100	101
社債	3,937	3,465
(4) 貸出金	52,725	52,793
(5) その他の信用事業資産	2,429	2,436
未収収益	37	37
その他の資産	2,392	2,398
(6) 貸倒引当金	△ 354	△ 374
2 共済事業資産	4	8
3 経済事業資産	3,047	2,737
(1) 経済事業未収金	604	500
(2) 経済受託債権	2,109	2,000
(3) 棚卸資産	233	190
購買品	216	179
その他の棚卸資産	17	10
(4) その他の経済事業資産	101	53
リース投資資産	57	19
その他経済事業資産	44	33
(5) 貸倒引当金	△ 2	△ 6
4 雑資産	363	312
5 固定資産	3,973	3,556
(1) 有形固定資産	3,972	3,555
建物	7,233	6,885
機械装置	2,147	1,959
土地	1,696	1,675
リース資産	37	37
その他の有形固定資産	1,439	1,469
減価償却累計額	△ 8,581	△ 8,470
(2) 無形固定資産	1	0
6 外部出資	23,570	23,190
(1) 外部出資	23,570	23,190
系統出資	23,161	22,781
系統外出資	358	358
子会社等出資	50	50
7 繰延税金資産	589	609
資産の部合計	462,825	462,760

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	432,791	433,555
(1) 貯金	431,409	432,538
(2) 借入金	0	0
(3) その他の信用事業負債	1,381	1,016
未払費用	94	105
その他の負債	1,287	910
2 共済事業負債	719	716
(1) 共済資金	276	284
(2) 未経過共済付加収入	427	419
(3) 共済未払費用	6	6
(4) その他の共済事業負債	9	5
3 経済事業負債	1,655	1,444
(1) 経済事業未払金	239	225
(2) 経済受託債務	1,294	1,145
(3) その他の経済事業負債	121	74
4 雑負債	412	373
(1) 未払法人税等	240	177
(2) リース債務	18	24
(3) 資産除去債務	3	3
(4) その他負債	149	167
5 諸引当金	1,814	1,889
(1) 賞与引当金	188	197
(2) 退職給付引当金	1,329	1,367
(3) 役員退職慰労引当金	53	42
(4) 特例業務負担金引当金	242	281
負債の部合計	437,394	437,980
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	25,602	24,813
(1) 出資金	3,403	3,411
(2) 利益剰余金	22,267	21,472
利益準備金	5,535	5,385
その他利益剰余金	16,732	16,087
特別積立金	9,130	9,080
目的積立金	6,179	5,820
当期末処分剰余金	1,423	1,187
(うち当期剰余金)	(895)	(730)
(3) 処分未済持分	△ 67	△ 71
2 評価・換算差額等	△ 171	△ 33
(1) その他有価証券評価差額金	△ 171	△ 33
純資産の部合計	25,431	24,779
負債及び純資産の部合計	462,825	462,760

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)		令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	1 事業総利益		4,053	
事業収益		6,772		6,659
事業費用		2,718		2,695
(1) 信用事業収益		3,174		3,149
資金運用収益		2,975		3,034
(うち預金利息)		(2,009)		(2,025)
(うち有価証券利息)		(35)		(39)
(うち貸出金利息)		(542)		(558)
(うちその他受入利息)		(387)		(410)
役務取引等収益		78		73
その他経常収益		120		41
(2) 信用事業費用		634		750
資金調達費用		188		273
(うち貯金利息)		(178)		(262)
(うち給付補填備金繰入)		(6)		(7)
(うちその他支払利息)		(4)		(4)
役務取引等費用		12		13
その他経常費用		434		463
信用事業総利益		2,539		2,398
(3) 共済事業収益		954		1,022
共済付加収入		897		957
その他の収益		57		65
(4) 共済事業費用		75		78
共済推進費		19		21
共済保全費		4		4
その他の費用		52		53
共済事業総利益		878		943
(5) 購買事業収益		1,525		1,391
購買品供給高		1,453		1,337
購買手数料		12		13
修理サービス料		29		29
その他の収益		29		11
(6) 購買事業費用		1,253		1,142
購買品供給原価		1,188		1,077
その他の費用		64		64
(うち貸倒引当金繰入額)		(-)		(4)
購買事業総利益		272		249
(7) 販売事業収益		288		280
買取販売品販売高		68		67
販売手数料		195		183
その他の収益		24		29
(8) 販売事業費用		216		195
買取販売品販売原価		58		62
その他の費用		157		133
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)		(-)
販売事業総利益		72		84
(9) 保管事業収益		61		60
(10) 保管事業費用		23		28
保管事業総利益		38		31
(11) 利用事業収益		498		488
(12) 利用事業費用		273		253
利用事業総利益		224		235

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(13) 農業経営事業収益	1	1
(14) 農業経営事業費用	1	1
農業経営事業総利益	0	0
(15) 宅地等供給事業収益	6	6
(16) 宅地等供給事業費用	0	0
宅地等供給事業総利益	6	5
(17) 受託農作業事業収益	133	131
(18) 受託農作業事業費用	118	117
受託農作業事業総利益	15	13
(19) 福祉・介護保険事業収益	133	128
(20) 福祉・介護保険事業費用	69	66
福祉・介護保険事業総利益	64	62
(21) 指導事業収入	10	7
(22) 指導事業支出	69	67
指導事業収支差額	△58	△60
2 事業管理費	3,153	3,275
(1) 人件費	2,427	2,503
(2) 業務費	152	180
(3) 諸税負担金	160	162
(4) 施設費	407	424
(5) その他事業管理費	6	4
事業利益	900	688
3 事業外収益	373	332
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	290	258
(3) 賃貸料	35	36
(4) 貸倒引当金戻入益	24	9
(5) 雑収入	23	27
4 事業外費用	4	25
(1) 支払雑利息	0	-
(2) 寄付金	2	2
(3) 解体費	-	21
(4) 雑損失	0	2
経常利益	1,269	996
5 特別利益	390	25
(1) 固定資産処分益	3	-
(2) 一般補助金	387	25
6 特別損失	444	40
(1) 固定資産処分損	-	5
(2) 固定資産圧縮損	387	25
(3) 減損損失	6	-
(4) 記念事業費	50	9
税引前当期利益	1,215	981
法人税・住民税及び事業税	300	230
法人税等調整額	19	20
法人税等合計	319	250
当期剰余金	895	730
当期首繰越剰余金	477	457
合併記念事業積立金取崩額	50	-
当期未処分剰余金	1,423	1,187

3. 注記表

(令和4年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 589,354千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度としておこなっています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識

する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,971千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、収支シミュレーションを勘案して算出しており、収支シミュレーションの期間終了後の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

(注) 平成14年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金4,232,000千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金650,000千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金200千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 207千円

子会社等に対する金銭債務の総額 218,446千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	267,874
危険債権	237,302
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	505,177

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶

予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金（(1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	31,537千円
うち事業取引高	13,913千円
うち事業取引以外の取引高	17,624千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	69,195千円
うち事業取引高	60,346千円
うち事業取引以外の取引高	8,849千円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから、単独の単位としています。

農業関連施設と営農生活センターは、各地区の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地区ごとの共用資産としています。

本店、生活関連施設はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産については、個別物件単位としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

場 所	用 途	種 類	金 額（内 訳）
旧細川給油所 （三木市細川町）	賃貸不動産	建物、構築物、土地およびその他の有形固定資産	6,971千円 （建物 91千円） （構築物 57千円） （土地 6,808千円） （その他 13千円）

③減損損失の認識に至った経緯

上記資産については、賃貸物件としており、地価の下落および賃貸料による収益性も低いことから、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

上記資産の固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなう

とともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.29%下落したものと想定した場合には、経済価値が21,558千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	370,937,913	370,886,950	△50,962
有価証券			
その他有価証券	4,721,080	4,721,080	—
貸出金	52,725,876		
貸倒引当金(*1)	△354,450		
貸倒引当金控除後	52,371,426	52,933,476	562,050
資 産 計	428,030,419	428,541,507	511,087
貯金	431,409,217	431,447,285	38,068
負 債 計	431,409,217	431,447,285	38,068

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	23,570,840

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	370,937,913	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,100,000	100,000	300,000	100,000	300,000	2,000,000
貸出金(*1,2,3)	4,523,424	3,079,215	2,915,831	2,710,728	2,561,529	36,603,415
合 計	377,561,338	3,179,215	3,215,831	2,810,728	2,861,529	38,603,415

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 535,097 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 325,680 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,050 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	419,271,352	7,413,318	3,685,592	394,887	263,297	380,769

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。
(単位:千円)

種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるものの	国債	199,971	200,420
	地方債	100,012	100,210
	社債	2,501,176	2,510,730
	小 計	2,801,160	2,811,360
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	492,638	483,420
	地方債	—	—
	社債	1,598,850	1,426,300
	小 計	2,091,488	1,909,720
合 計	4,892,649	4,721,080	△171,569

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,241,392千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1,320,004
②勤務費用	42,469
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△74,902
⑤退職給付の支払額	△71,121
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	1,216,449

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,216,449
②未積立退職給付債務(①)	1,216,449
③未認識過去勤務費用	—
④未認識数理計算上の差異	112,718
⑤貸借対照表計上額純額(②+③+④)	1,329,168
退職給付引当金	1,329,168

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	42,469
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△9,811
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計(①+②+③+④)	32,658

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金86,909千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	0.00%
②数理計算上の差異の処理年数	10年
③過去勤務費用の処理年数	5年

(6) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,975 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、243,125千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	54,412
	役員退職慰労引当金	14,971
	賞与引当金	60,669
	退職給付引当金	370,705
	特例業務負担金引当金	67,688
	土地減損損失	17,549
	減価償却超過額	10,920
	その他	71,905
	小 計	668,822
	評価性引当額	△79,467
合 計	589,354	
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△117
	合 計	△117
繰延税金資産の純額		589,237

(2) 法定実効税率

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.18
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.34
	住民税均等割	0.48
	評価性引当額の増減	0.16
	その他	△0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.34

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(令和3年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権(要管理債権を含む)については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により計算した額を、発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人としておこなう取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余

金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 210,113 千円減少しています。これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 609,301 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度としておこなっています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

（1）資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	金 額
建物	104,100
機械装置	225,840
その他の有形固定資産	11,367
合 計	341,307

（注）平成 14 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

（2）為替決済等の担保として、定期預金 4,232,000 千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金 650,000 千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金 200 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

（3）子会社等に対する金銭債権の総額 1,339 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 200,600 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額】

（4）破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	303,058
危険債権	244,103
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	547,162

（注）1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権（1）

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	32,328千円
うち事業取引高	13,764千円
うち事業取引以外の取引高	18,563千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	76,509千円
うち事業取引高	76,509千円
うち事業取引以外の取引高	一千円

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅

を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.26%下落したものと想定した場合には、経済価値が 116,480 千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	372,818,875	372,822,415	3,540
有価証券			
その他有価証券	3,768,600	3,768,600	—
貸出金	52,793,222		
貸倒引当金(*1)	△374,532		
貸倒引当金控除後	52,418,689	53,272,657	853,967
資 産 計	429,006,165	429,863,672	857,507
貯金	432,538,044	432,658,179	120,135
負 債 計	432,538,044	432,658,179	120,135

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	23,190,840

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	372,818,875	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	200,000	2,100,000	100,000	—	—	1,400,000
貸出金(*1,2,3)	4,646,933	3,549,073	2,876,756	2,714,807	2,521,186	36,121,462
合 計	377,665,808	5,649,073	2,976,756	2,714,807	2,521,186	37,521,462

(*1) 貸出金のうち、当座貸越544,881千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等359,652千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,350千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	418,296,011	5,351,673	7,539,287	593,742	324,294	433,034

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国債	199,858	202,120	2,261
	地方債	100,062	101,110	1,047
	社債(*1)	2,102,921	2,125,770	22,848
	小 計	2,402,842	2,429,000	26,157
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債(*1)	1,399,436	1,339,600	△59,836
	小 計	1,399,436	1,339,600	△59,836
合 計	3,802,279	3,768,600	△33,679	

(*1) 前期まで社債のうち特殊法人債を区分して表示していましたが、社債に占める割合が小さくなり、区分して表示する必要性が乏しいことから、当期より特殊法人債は社債に含めて表示しております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,285,834千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1,334,006
②勤務費用	49,224
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△10,085
⑤退職給付の支払額	△53,141
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	1,320,004

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,320,004
②未積立退職給付債務(①)	1,320,004
③未認識過去勤務費用	—
④未認識数理計算上の差異	47,627
⑤貸借対照表計上額純額(②+③+④)	1,367,632
退職給付引当金	1,367,632

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	49,224
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△9,740
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計(①+②+③+④)	39,484

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金88,594千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	0.00%
②数理計算上の差異の処理年数	10年
③過去勤務費用の処理年数	5年

(6) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,264千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,375千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	60,035
	役員退職慰労引当金	11,930
	賞与引当金	63,346
	退職給付引当金	381,432
	特例業務負担金引当金	78,580
	土地減損損失	15,650
	減価償却超過額	11,445
	そ の 他	64,423
	小 計	686,844
	評価性引当額	△77,543
合 計	609,301	
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△130
	合 計	△130
繰延税金資産の純額		609,170

(2) 法定実効税率

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.67
	住民税均等割	0.60
	評価性引当額の増減	0.46
	その他	△0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.55

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1. 当期末処分剰余金	1,423	1,187
2. 合併記念事業積立金取崩額	49	—
計	1,472	1,187
3. 剰余金処分額	999	710
(1) 利益準備金	180	150
(2) 任意積立金	720	460
特別積立金	50	50
目的積立金	670	410
(3) 出資配当金	99	100
普通出資に対する配当金	99	100
4. 次期繰越剰余金	472	477

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合

令和4年度 3.0% (物価高騰対策支援として年1.0%を含んでいます。)

令和3年度 3.0% (合併20周年記念出資配当の年1.0%を含んでいます。)

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 45百万円

令和3年度 37百万円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的および取崩基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。信用事業総利益が大幅(前年度比10%以上)に減少した場合に減少相当額を取り崩す。	期末貯金残高の1,000分の10	2,470
施設整備積立金	建物等、大規模な改装修繕等に備えるとともに、ライスセンター等の大規模施設の取得に備える。改装、修繕、解体、新規取得時の当該年度費用相当分を参酌のうえ計画的に取り崩す。	減価償却資産の取得額の100分の20	2,300
有価証券価格変動積立金	金融商品時価会計の採用にともない、有価証券の価格変動リスクおよび売買時における損失発生に備えるため、積み立てる。有価証券の価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に対し30%以上の影響を与える場合は、当該損失額相当額を取り崩すものとする。	有価証券残高の100分の10	230
災害等対策積立金	J Aおよび組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。政令により激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合に、J Aおよび地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	500	500
農業支援積立金	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てる。行政庁、J Aグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出したJ Aの負担額を取り崩す。	1,000	800
経営基盤強化積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備えるために積み立てる。会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変による対策費用や事業活動の制約等により、臨時的に要した経費および合理的に見積もることのできる損失額がある場合、その相当額を取り崩す。	500	500
合併記念事業積立金	令和4年度に合併20周年記念事業を実施することを目的に、当該事業に必要な額を積み立てる。合併20周年事業を実施した場合や当該事業を実施しなかった場合は全額取り崩す。	—	—

※ 積立現在額は、剰余金処分後の内容を記載しています。

※ 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月25日

兵庫みらい農業協同組合

代表理事組合長 小紫 康正

6. 部門別損益計算書

(令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	6,789	3,174	954	2,406	243	10	
事業費用 ②	2,735	634	75	1,798	157	69	
事業総利益 (①-②) ③	4,053	2,539	878	607	86	△58	
事業管理費 ④	3,153	1,331	745	802	164	109	
（うち減価償却費） ⑤	(184)	(44)	(19)	(111)	(5)	(2)	
うち共通管理費 ⑥		313	135	181	28	10	△669
（うち減価償却費） ⑦		(36)	(15)	(21)	(3)	(1)	(△77)
事業利益 (③-④) ⑧	900	1,208	133	△194	△78	△168	
事業外収益 ⑨	373	174	75	101	15	6	
うち共通分 ⑩		-	-	-	-	-	-
事業外費用 ⑪	4	1	0	1	0	0	
うち共通分 ⑫		-	-	-	-	-	-
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	1,269	1,381	207	△94	△63	△162	
特別利益 ⑭	390	182	78	106	16	6	
うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	444	208	89	120	18	7	
うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	1,215	1,355	196	△109	△65	△163	
営農指導事業分配賦額⑲		100	34	24	3	△163	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	1,215	1,255	162	△133	△68		

※ 損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」欄とは一致しません。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注) 1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

共通管理費等の費用は、〔人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割〕の平均値で配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業に要した費用は、各事業へ事業総利益の割合に応じて配賦しています。

(3) 事業外収益・費用、特別利益・損失の配賦額は、共通管理費等の割合に応じて配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	46.9	20.2	27.2	4.2	1.6	100.0
営農指導事業	61.8	21.4	14.8	2.1		100.0

7. 会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	7,562	7,173	7,145	6,668	6,789
信用事業収益	3,347	3,281	3,229	3,149	3,174
共済事業収益	1,134	1,056	1,063	1,022	954
農業関連事業収益	2,533	2,461	2,477	2,249	2,406
その他事業収益	546	373	374	246	253
経常利益	861	846	966	996	1,269
当期剰余金	486	549	722	730	895
出資金 （出資口数）	3,469 (3,469,056)	3,455 (3,455,500)	3,442 (3,442,413)	3,411 (3,411,767)	3,403 (3,403,204)
純資産額	23,265	23,655	24,255	24,779	25,431
総資産額	439,864	444,288	458,904	462,760	462,825
貯金等残高	410,319	414,636	429,332	432,538	431,409
貸出金残高	51,937	52,203	52,499	52,793	52,725
有価証券残高	6,971	4,585	4,054	3,768	4,721
剰余金配当金額	68	68	101	100	99
出資配当額	68	68	101	100	99
特別配当額 （事業利用分量配当額）	-	-	-	-	-
職員数	414	405	388	372	347
単体自己資本比率	15.96	15.65	14.92	15.17	15.78

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはおこなっていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年度金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	2,786	2,760	26
役員取引等収支	66	60	5
その他信用事業収支	△313	△422	108
信用事業粗利益	2,539	2,398	141
(信用事業粗利益率)	(0.58)	(0.55)	(0.03)
事業粗利益	4,820	4,790	29
(事業粗利益率)	(1.01)	(1.01)	(0.00)
事業純益	1,666	1,514	151
実質事業利益	1,666	1,514	151
コア事業純益	1,666	1,514	151
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,666	1,514	151

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益
 －その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）
 －信用事業費用（その他経常費用を除く。）
 ＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益
 －信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
 ＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取資配当金
 ＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	433,967	2,587	0.60	433,705	2,623	0.60
うち預金	376,609	2,009	0.53	375,939	2,025	0.54
うち有価証券	4,352	35	0.81	4,549	39	0.87
うち貸出金	53,004	542	1.02	53,216	558	1.05
資金調達勘定	435,930	184	0.04	435,877	269	0.06
うち貯金・定期積金	435,929	184	0.04	435,876	269	0.06
うち借入金	0	－	－	1	－	－
総資金利ざや	－	－	0.25	－	－	0.22

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△36	△56
うち預金	△15	△36
うち有価証券	△4	△3
うち貸出金	△16	△16
支 払 利 息	△85	△122
うち貯金・定期積金	△85	△122
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	△0
差 引	48	66

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	141,770(32.5)	132,128(30.3)	9,641
定期性貯金	294,131(67.4)	303,713(69.6)	△9,582
その他の貯金	42(0.0)	54(0.0)	△11
計	435,944(100.0)	435,897(100.0)	47
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	-
合 計	435,944(100.0)	435,897(100.0)	47

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
定期貯金	279,980(100.0)	288,506(100.0)	△8,525
うち固定金利定期	279,966(99.9)	288,489(99.9)	△8,522
うち変動金利定期	13(0.0)	16(0.0)	△3

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
手形貸付	251	305	△54
証書貸付	51,476	51,236	240
当座貸越	538	560	△22
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	743	1,123	△380
合 計	53,008	53,225	△216

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	13,983(26.5)	14,513(27.4)	△530
変動金利貸出	38,024(72.1)	37,525(71.0)	498
その他	718(1.3)	753(1.4)	△35
合 計	52,725(100.0)	52,793(100.0)	△67

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	1,568	1,620	△51
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	7	9	△2
その他担保物	-	-	-
小 計	1,576	1,630	△53
農業信用基金協会保証	36,143	35,110	1,032
その他保証	8,934	8,732	201
小 計	45,077	43,843	1,234
信用	6,072	7,319	△1,247
合 計	52,725	52,793	△67

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
設備資金	51,301(97.3)	50,958(96.5)	343
運転資金	1,424(2.7)	1,835(3.5)	△410
合 計	52,725(100.0)	52,793(100.0)	△67

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	887(1.6)	895(1.6)	△7
林業	12(0.0)	13(0.0)	0
水産業	-(-)	-(-)	-
製造業	3,175(6.0)	3,148(5.9)	26
鉱業	49(0.0)	47(0.0)	2
建設・不動産業	774(1.5)	804(1.5)	△30
電気・ガス・熱供給・水道業	59(0.1)	44(0.0)	14
運輸・通信業	640(1.2)	629(1.1)	10
金融・保険業	529(1.0)	908(1.7)	△379
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,003(3.8)	1,658(3.1)	345
地方公共団体	2,679(5.0)	3,014(5.7)	△334
その他	41,914(79.4)	41,628(78.8)	286
合 計	52,725(100.0)	52,793(100.0)	△67

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	487	502	△15
穀作	327	347	△19
野菜・園芸	30	29	1
果樹・樹園農業	36	42	△5
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	6	7	△0
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	86	76	9
農業関連団体等	-	-	-
合 計	487	502	△15

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	487	500	△13
農業制度資金	0	2	△2
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	0	2	△2
合 計	487	502	△15

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等をおこなうことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	267	72	1	193	267
	3年度	303	89	-	213	303
危険債権	4年度	237	46	181	8	237
	3年度	244	56	180	7	244
要管理債権	4年度	-	-	-	-	-
	3年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-
		3年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-
		3年度	-	-	-	-
小計	4年度	505	118	183	202	505
	3年度	547	145	180	220	547
正常債権	4年度	52,243				
	3年度	52,271				
合計	4年度	52,749				
	3年度	52,818				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	153	151	-	153	151	154	153	-	154	153
個別貸倒引当金	220	202	-	220	202	232	220	3	229	220
合 計	374	354	-	374	354	387	374	3	384	374

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	54	518	52	511
	金 額	48,899	109,975	58,792	123,859
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	8	19	18	26
雑 為 替	件 数	3	3	3	3
	金 額	2,436	8,702	2,416	1,502
合 計	件 数	57	522	56	515
	金 額	51,344	118,697	61,226	125,389

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国 債	543	852	△308
地 方 債	100	100	△0
社 債	3,708	3,597	111
合 計	4,352	4,549	△197

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和4年度								
国 債	200	-	-	-	-	483	-	683
地 方 債	100	-	-	-	-	-	-	100
社 債	1,905	401	400	-	189	1,041	-	3,937
令和3年度								
国 債	-	202	-	-	-	-	-	202
地 方 債	-	101	-	-	-	-	-	101
社 債	200	1,924	-	-	197	1,142	-	3,465

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債権]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	債券	2,801	2,811	10	2,402	2,429	26
	国債	199	200	0	199	202	2
	地方債	100	100	0	100	101	1
	社債	2,501	2,510	9	2,102	2,125	22
	小 計	2,801	2,811	10	2,402	2,429	26
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないもの	債券	2,091	1,909	△181	1,399	1,339	△59
	国債	492	483	△9	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,598	1,426	△172	1,399	1,339	△59
	小 計	2,091	1,909	△181	1,399	1,339	△59
合 計		4,892	4,721	△171	3,802	3,768	△33

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和4年度	令和3年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	263	

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和4年度	令和3年度
残高有り投資信託口座数	479	

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済新契約高・保有契約高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	3,859	225,310	5,859	236,420
	定期生命共済	483	2,233	528	1,980
	養老生命共済	630	36,652	941	40,151
	うちこども共済	562	19,245	722	20,119
	医療共済	5	2,652	20	2,870
	がん共済	-	462	-	482
	定期医療共済	-	329	-	361
	介護共済	571	9,379	1,116	8,904
年金共済	-	399	-	428	
建物更生共済	12,984	214,980	16,331	217,600	
合 計	18,535	492,401	24,798	509,200	

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	64	0	72
がん共済	1	23	1	23
定期医療共済	-	1	-	1
合 計	1	89	1	97

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	694	11,663	1,228	11,110
認知症共済	370	357	—	—
生活障害共済 (一時金型)	1,941	8,366	2,687	6,776
生活障害共済 (定期年金型)	44	559	105	550
特定重度疾病共済	375	1,443	474	1,101

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	173	5,954	179	5,974
年金開始後	—	1,825	—	1,824
合 計	173	7,779	179	7,798

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	25,964	22	25,392	22
自動車共済		831		826
傷害共済	18,395	7	19,686	7
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	6	0	6	0
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		156		152
合 計		1,018		1,009

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度		
	供給高	粗収益	供給高	粗収益	
生産資材	肥料	535	104	439	94
	農薬	269	35	269	40
	飼料	133	4	109	4
	農業機械	410	68	410	69
	その他	239	36	222	34
	計	1,588	248	1,451	243
生活物資	食米	11	2	11	1
	一般食品	50	7	55	9
	衣料品	9	1	5	0
	耐久消費財	82	8	89	8
	日用保健雑貨	24	3	25	3
	計	178	22	188	23
合計	1,767	271	1,639	267	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	2,576	2,580
麦・豆・雑穀	65	43
黒大豆	111	110
野菜	83	77
果実	44	46
花き・花木	8	8
畜産物	122	134
その他	523	440
合計	3,535	3,440

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
直売所取扱品	68	67
合計	68	67

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収益	保 管 料	43	43
	荷 役 料	5	4
	検 査 手 数 料	12	11
	保 管 雑 収 入	0	0
	合 計	61	60
費用	保 管 委 託 料	16	21
	保 管 労 務 費	0	1
	検 査 費 用	1	0
	保 管 雑 費	5	4
	合 計	23	28

(4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収益	精 米 収 益	7	7
	育 苗 収 益	285	292
	カントリーエレベーター・ライスセンター収益	205	188
	合 計	498	488
費用	精 米 費 用	0	0
	育 苗 費 用	142	143
	カントリーエレベーター・ライスセンター費用	130	109
	合 計	273	253

(5) 農業経営事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
農 業 経 営 事 業 収 益	1	1
農 業 経 営 事 業 費 用	1	1

(6) 宅地等供給事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収益	宅 地 等 賃 貸 料	5	4
	宅 地 等 供 給 手 数 料	0	0
	賃貸住宅等管理手数料	1	1
	賃貸住宅等管理雑収入	0	0
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	0	0
	合 計	6	6
費用	宅 地 等 供 給 雑 費	0	0
	合 計	0	0

(7) 受託農作業事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
受託農作業事業収益	133	131
受託農作業事業費用	118	117

(8) 福祉・介護保険事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度	
収 益	高齢者生活支援事業収益	4	4
	福祉雑収入	0	0
	訪問介護収益	113	110
	居宅介護支援収益	10	10
	その他介護事業収益	5	2
合 計	133	128	
費 用	福祉労務費	3	3
	介護労務費	62	58
	介護雑費	3	4
	合 計	69	66

(9) 指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度	
収 入	指導補助金	3	0
	実 費 収 入	7	6
	合 計	10	7
支 出	営農改善費	43	41
	生活文化事業費	2	1
	教育情報費	24	24
	合 計	69	67

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.27	0.21	0.06
資本経常利益率	5.12	4.11	1.01
総資産当期純利益率	0.19	0.15	0.04
資本当期純利益率	3.61	3.02	0.59

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和4年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	12.22	12.21	0.01
	期中平均	12.16	12.21	△0.05
貯証率	期末	1.09	0.87	0.22
	期中平均	1.00	1.04	△0.04

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	25,503	24,713
うち、出資金及び資本準備金の額	3,403	3,411
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	22,267	21,472
うち、外部流出予定額 (△)	99	100
うち、上記以外に該当するものの額	△67	△71
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	153	155
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	153	155
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	25,656	24,868
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	令和4年度	令和3年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	0
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	25,655	24,867
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	154,002	155,452
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入され る額の合計額	△572	△1,145
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△572	△1,145
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額 に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額	8,501	8,442
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	162,504	163,895
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	15.78%	15.17%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和4年度			令和3年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金		816	-	-	902	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		693	-	-	200	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		2,780	-	-	3,115	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		100	10	0	100	10	0
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		370,941	74,188	2,967	372,822	74,564	2,982
法人等向け		4,224	1,673	66	3,649	1,437	57
中小企業等向け及び個人向け		10,765	3,797	151	10,713	6,137	245
抵当権付住宅ローン		939	284	11	1,031	357	14
不動産取得等事業向け		921	839	33	1,068	971	38
三月以上延滞等		247	54	2	288	79	3
取立未済手形		294	58	2	282	56	2
信用保証協会等保証付		36,158	3,591	143	35,126	3,485	139
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
出資等		708	708	28	708	708	28
(うち出資等のエクスポージャー)		708	708	28	708	708	28
(うち重要な出資のエクスポージャー)		-	-	-	-	-	-
上記以外		33,760	69,369	2,774	33,163	68,789	2,751
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		23,243	58,109	2,324	23,245	58,114	2,324

		令和4年度			令和3年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	589	1,474	58	609	1,523	60
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9,927	9,785	391	9,308	9,152	366
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	572	22	-	1,145	45
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	463,353	154,002	6,160	463,174	155,452	6,218
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	463,353	154,002	6,160	463,174	155,452	6,218
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a	b=a×4%		
	8,501		340	8,442	337		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計			所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a	b=a×4%		
	162,504		6,500	163,895	6,555		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度					令和3年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		463,353	52,752	4,901	-	247	463,174	52,823	3,809	-	288
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		463,353	52,752	4,901	-	247	463,174	52,823	3,809	-	288
法人	農業	88	88	-	-	-	83	83	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	433	32	401	-	-	543	41	502	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	487	286	200	-	60	505	304	200	-	63
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,301	-	1,301	-	-	900	-	900	-	-
	運輸・通信業	1,001	-	1,001	-	-	1,001	-	1,001	-	-
	金融・保険業	371,724	381	401	-	-	373,686	763	100	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	916	114	802	-	-	926	123	803	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,474	2,680	793	-	-	3,315	3,014	300	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	49,168	49,168	-	-	186	48,491	48,491	-	-	225	
その他	34,757	-	-	-	-	33,718	-	-	-	-	
業種別残高計		463,353	52,752	4,901	-	247	463,174	52,823	3,809	-	288
残存期間別残高計	1年以下	358,655	607	2,105	-	/	374,212	1,188	200	-	/
	1年超3年以下	16,705	1,304	401	-	/	3,640	1,432	2,207	-	/
	3年超5年以下	1,930	1,529	400	-	/	1,577	1,577	-	-	/
	5年超7年以下	1,846	1,846	-	-	/	1,557	1,557	-	-	/
	7年超10年以下	3,074	2,874	200	-	/	3,811	3,611	200	-	/
	10年超	45,278	43,483	1,794	-	/	43,612	42,411	1,200	-	/
	期限の定めのないもの	35,863	1,105	-	-	/	34,762	1,043	-	-	/
残存期間別残高計		463,353	52,752	4,901	-	/	463,174	52,823	3,809	-	/

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	155	153	-	155	153		156	155	-	156	155	
個別貸倒引当金	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
国 内	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	63	60	-	63	60	-	65	63	-	65	63
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	162	142	-	162	142	-	167	162	3	164	162	-
業種別計	225	203	-	225	203	-	233	225	3	229	225	-

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	-	6,213	6,213	-	6,238	6,238
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	36,010	36,010	-	34,953	34,953
	リスク・ウエイト 20%	1,102	377,604	378,707	902	374,839	375,742
	リスク・ウエイト 35%	-	650	650	-	1,020	1,020
	リスク・ウエイト 50%	2,905	207	3,112	2,505	222	2,728
	リスク・ウエイト 75%	-	3,452	3,452	-	7,733	7,733
	リスク・ウエイト 100%	-	11,735	11,735	-	11,628	11,628
	リスク・ウエイト 150%	-	20	20	-	37	37
	リスク・ウエイト 250%	-	23,451	23,451	-	23,091	23,091
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト 1250%		-	-	-	-	-	-
合 計		4,007	459,345	463,353	3,408	459,766	463,174

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ ト・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ ト・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	241	6,084	-	230	1,734	-
抵当権付住宅ローン	-	284	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	241	6,368	-	230	1,734	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	23,570	23,570	23,190	23,190
合計	23,570	23,570	23,190	23,190

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

**(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)**

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

**(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)**

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当J Aは、ALM委員会において、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当J Aは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジによっています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

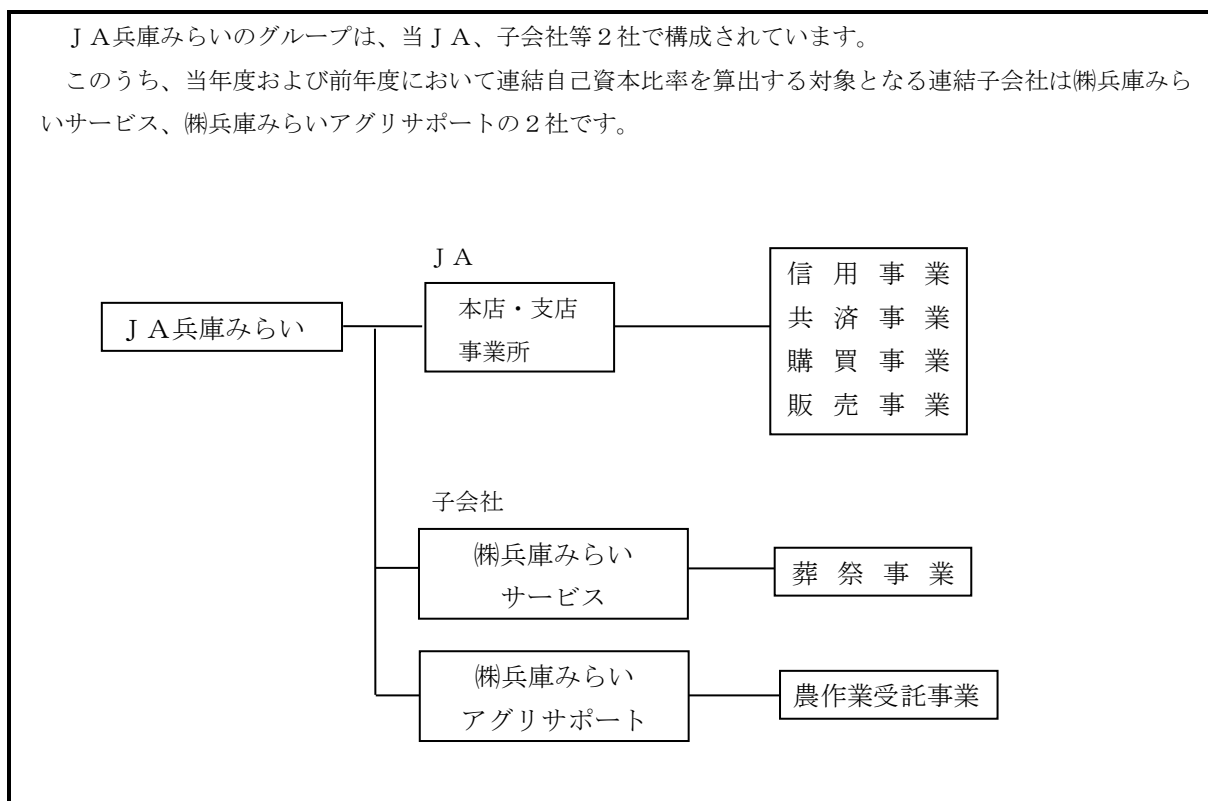
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方平行シフト	-	-	-	-
2	下方平行シフト	-	-	28	8
3	スティープ化	389	364		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	267	86		
7	最大値	389	364	28	8
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	25,655		24,867	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は出資金	当J Aの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
㈱兵庫みらいサービス	兵庫県小野市上本町 195 番地の 6	葬祭の請負 葬祭事業全般	平成16年9月1日	20	100	100
㈱兵庫みらいアグリサポート	兵庫県三木市細川町 豊地 325 番地の 5	農作業 受託事業	平成20年10月1日	30	100	100

(3) 連結事業概況（令和4年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社等2社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益1,309百万円、連結当期剰余金922百万円、連結純資産25,862百万円、連結総資産462,994百万円で、連結自己資本比率は15.97%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

(株)兵庫みらいサービス

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されつつあったものの、ほとんどが家族葬となりました。社員一同が利用者に満足いただける葬儀の施行に努め、JA兵庫みらいとも連携し、葬祭事業部門において売上高は421百万円となりました。この結果、当期利益は44百万円となりました。

(株)兵庫みらいアグリサポート

令和4年度は、9月に上陸した台風第14号により、山田錦の倒伏被害が甚大であったため刈取作業の進捗が悪く作業日程を大幅に延長する年となりました。農作業受託面積582.6haとなり、売上高78百万円となりました。この結果、当期損失2百万円となりました。

大変厳しい事業環境ではありますが、受託農作業を中心に事業を展開し、サービスの充実を図り、今後もJA兵庫みらいと連携し、「地域農業を守る」を基本理念として、農家とのコミュニケーションを大切にして地域農業をサポートしていきます。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結事業収益	7,839	7,667	7,501	7,079	7,206
信用事業収益	3,347	3,281	3,229	3,149	3,174
共済事業収益	1,134	1,056	1,063	1,022	954
農業関連事業収益	2,443	2,367	2,345	2,055	2,193
その他事業収益	913	961	863	852	883
連結経常利益	897	886	977	1,040	1,309
連結当期剰余金	510	575	731	756	922
連結純資産額	23,572	23,994	24,586	25,136	25,862
連結総資産額	439,909	444,377	459,129	462,956	462,994
連結自己資本比率	16.09	15.82	15.05	15.33	15.97

(注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	431,277	432,346
(1) 現金及び預金	371,755	373,722
(2) 有価証券	4,721	3,768
(3) 貸出金	52,725	52,793
(4) その他の信用事業資産	2,429	2,436
(5) 貸倒引当金	△354	△374
2 共済事業資産	4	8
3 経済事業資産	3,059	2,746
(1) 経済事業未収金	613	505
(2) 経済受託債権	2,109	2,000
(3) 棚卸資産	236	193
(4) その他の経済事業資産	101	53
(5) 貸倒引当金	△2	△6
4 雑資産	364	314
5 固定資産	4,200	3,796
(1) 有形固定資産	4,197	3,793
建物	7,417	7,066
機械装置	2,210	2,022
土地	1,765	1,744
リース資産	37	37
建設仮勘定	-	4
その他有形固定資産	1,437	1,462
減価償却累計額	△8,669	△8,543
(2) 無形固定資産	2	2
6 外部出資	23,522	23,142
(1) 外部出資	23,522	23,142
7 繰延税金資産	566	603
資産の部合計	462,994	462,956

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	432,573	433,355
(1) 貯金	431,191	432,338
(2) 借入金	0	0
(3) その他の信用事業負債	1,381	1,016
2 共済事業負債	719	716
(1) 共済資金	276	284
(2) 未経過共済付加収入	427	419
(3) その他の共済事業負債	16	12
3 経済事業負債	1,673	1,466
(1) 経済事業未払金	258	247
(2) 経済受託債務	1,294	1,145
(3) その他の経済事業負債	120	72
4 雑負債	429	410
5 諸引当金	1,734	1,870
(1) 賞与引当金	196	204
(2) 退職給付に係る負債	1,239	1,339
(3) 役員退職慰労引当金	55	43
(4) 特例業務負担金引当金	242	281
負債の部合計	437,131	437,819
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	25,953	25,136
(1) 出資金	3,403	3,411
(2) 利益剰余金	22,618	21,795
(3) 処分未済持分	△67	△71
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
2 評価・換算差額等	△90	0
(1) その他有価証券評価差額金	△171	△33
(2) 退職給付に係る調整累計額	81	34
純資産の部合計	25,862	25,136
負債及び純資産の部合計	462,994	462,956

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	4,299	4,219
(1) 信用事業収益	3,174	3,149
資金運用収益	2,975	3,034
(うち預金利息)	(2,009)	(2,025)
(うち有価証券利息)	(35)	(39)
(うち貸出金利息)	(542)	(558)
(うちその他受入利息)	(387)	(410)
役務取引等収益	78	73
その他経常収益	120	41
(2) 信用事業費用	634	750
資金調達費用	188	273
(うち貯金利息)	(178)	(262)
(うち給付補填備金繰入)	(6)	(7)
(うちその他支払利息)	(4)	(4)
役務取引等費用	12	13
その他経常費用	434	463
信用事業総利益	2,539	2,398
(3) 共済事業収益	954	1,022
共済付加収入	897	956
その他の収益	57	65
(4) 共済事業費用	75	78
共済推進費及び共済保全費	23	25
その他の費用	52	53
共済事業総利益	878	943
(5) 購買事業収益	1,904	1,775
購買品供給高	1,833	1,720
購買手数料	12	13
その他の収益	58	41
(6) 購買事業費用	1,458	1,347
購買品供給原価	1,393	1,282
その他の費用	65	65
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(4)
購買事業総利益	446	427
(7) 販売事業収益	288	280
買取販売品販売高	68	67
販売手数料	195	183
その他の収益	24	29
(8) 販売事業費用	216	195
買取販売品販売原価	58	62
その他の費用	157	133
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(-)
販売事業総利益	72	84
(9) その他事業収益	883	852
(10) その他事業費用	522	486
その他事業総利益	361	365

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
2 事業管理費	3,346	3,474
(1) 人件費	2,563	2,635
(2) その他事業管理費	783	838
事業利益	952	745
3 事業外収益	361	320
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	290	258
(3) 賃貸料	19	19
(4) 貸倒引当金戻入益	24	9
(5) 雑収入	26	32
4 事業外費用	4	25
(1) 支払雑利息	0	-
(2) 寄付金	2	2
(3) 雑損失	1	23
経常利益	1,309	1,040
5 特別利益	392	25
(1) 固定資産処分益	3	-
(2) 一般補助金	387	25
(3) その他の特別利益	2	-
6 特別損失	444	40
(1) 固定資産処分損	0	5
(2) 固定資産圧縮損	387	25
(3) 減損損失	6	-
(4) その他の特別損失	50	9
税金等調整前当期利益	1,257	1,026
法人税・住民税及び事業税	316	247
法人税等調整額	18	21
法人税等合計	334	269
被支配株主に帰属する当期利益	922	756
当期剰余金	922	756

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1 利益剰余金期首残高	21,795	21,140
2 利益剰余金増加高	922	756
当期剰余金	922	756
3 利益剰余金減少高	100	101
配当金	100	101
4 利益剰余金期末残高	22,618	21,795

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,257	1,026
減価償却費	201	214
減損損失	6	-
貸倒引当金の増減額	△24	△8
賞与引当金の増減額	△7	△4
退職給付に係る負債の増減額	△35	△11
その他引当金等の増減額	△27	△45
信用事業資金運用収益	△2,587	△2,623
信用事業資金調達費用	184	269
受取雑利息及び受取出資配当金	△290	△258
支払雑利息	0	-
有価証券関係損益	1	1
固定資産売却損益	1	5
その他	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	67	△294
預金の純増減	1,900	△3,600
貯金の純増減	△1,147	3,117
信用事業借入金の純増減	△0	△0
その他の信用事業資産の純増減	△8	78
その他の信用事業負債の純増減	379	△51
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	△8	205
未経過共済付加収入の純増減	7	5
その他の共済事業資産の純増減	3	13
その他の共済事業負債の純増減	3	△4
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
経済事業未収金の純増減	△107	△1
経済受託債権の純増減	△109	141
棚卸資産の純増減	△43	9
経済事業未払金の純増減	10	4
経済受託債務の純増減	149	71
その他の経済事業資産の純増減	△48	△10
その他の経済事業負債の純増減	47	15
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	△50	52
その他の負債の純増減	△35	45
信用事業資金運用による収入	2,602	2,648

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
信用事業資金調達による支出	△197	△336
小 計	2,095	673
雑利息及び出資配当金の受取額	290	258
雑利息の支払額	△0	-
法人税等の支払額	△261	△250
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,124	681
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,291	△1,000
有価証券の償還による収入	200	1,200
補助金の受け入れ等による収入	387	25
固定資産の取得による支出	△958	△127
固定資産の売却による収入	△42	△18
外部出資による支出	△380	△401
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,086	△321
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	166	142
出資の払戻しによる支出	△175	△155
持分の取得による支出	△34	△35
持分の譲渡による収入	37	11
出資配当金の支払額	△100	△101
財務活動によるキャッシュ・フロー	△105	△137
4 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	△67	221
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,505	1,283
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,437	1,505

(9) 連結注記表等

○令和4年度

1. 連結財務諸表の作成

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社

株式会社 兵庫みらいサービス

株式会社 兵庫みらいアグリサポート

②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸

念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 566,459千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度としておこなっています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,971千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、収支シミュレーションを勘案して算出しており、収支シミュレーションの期間終了後の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

（1）資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

（注）平成14年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

（2）為替決済等の担保として、定期預金4,232,000千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金650,000千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金200千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 207千円
 子会社等に対する金銭債務の総額 218,446千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	267,874
危険債権	237,302
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	505,177

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 31,537千円
 うち事業取引高 13,913千円
 うち事業取引以外の取引高 17,624千円
 (2) 子会社等との取引による費用総額 69,195千円
 うち事業取引高 60,346千円
 うち事業取引以外の取引高 8,849千円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから、単独の単位としています。

農業関連施設と営農生活センターは、各地区の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地区ごとの共用資産としています。

本店、生活関連施設はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産については、個別物件単位としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

場 所	用 途	種 類	金 額 (内 訳)
旧細川給油所 (三木市細川町)	賃貸不動産	建物、構築物、土地およびその他の有形固定資産	6,971千円 (建物 91千円) (構築物 57千円) (土地 6,808千円) (その他 13千円)

③減損損失の認識に至った経緯

上記資産については、賃貸物件としており、地価の下落および賃貸料による収益性も低いことから、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

上記資産の固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.29%下落したものと想定した場合には、経済価値が21,558千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位

置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	370,937,913	370,886,950	△50,962
有価証券			
その他有価証券	4,721,080	4,721,080	—
貸出金	52,725,876		
貸倒引当金(*1)	△354,450		
貸倒引当金控除後	52,371,426	52,933,476	562,050
資 産 計	428,030,419	428,541,507	511,087
貯金	431,191,629	431,229,699	38,070
負 債 計	431,191,629	431,229,699	38,070

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	23,522,340

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	370,937,913	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,100,000	100,000	300,000	100,000	300,000	2,000,000
貸出金(*1,2,3)	4,523,424	3,079,215	2,915,831	2,710,728	2,561,529	36,603,415
合 計	377,561,338	3,179,215	3,215,831	2,810,728	2,861,529	38,603,415

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 535,097 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 325,680 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,050 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	419,053,764	7,413,318	3,685,592	394,887	263,297	380,769

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国債	199,971	200,420	448
	地方債	100,012	100,210	197
	社債	2,501,176	2,510,730	9,553
	小 計	2,801,160	2,811,360	10,199
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	492,638	483,420	△9,218
	地方債	—	—	—
	社債	1,598,850	1,426,300	△172,550
	小 計	2,091,488	1,909,720	△181,768
合 計		4,892,649	4,721,080	△171,569

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,241,392 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1,339,759
②勤務費用	45,665
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△74,902
⑤退職給付の支払額	△71,121
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	1,383,209

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,383,209
②未積立退職給付債務(①)	1,383,209
③貸借対照表計上額純額(②)	1,383,209
退職給付引当金	1,383,209

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	45,665
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△9,811
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計(①+②+③+④)	35,854

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金86,909千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位:千円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	112,718
②未認識過去勤務費用	—

(6) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	0.00%
②数理計算上の差異の処理年数	10 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

(7) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,975 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、243,125千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等はお次のとおりです。

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	54,412
	役員退職慰労引当金	15,628
	賞与引当金	63,419
	退職給付引当金	347,091
	特例業務負担金引当金	67,688
	土地減損損失	17,549
	減価償却超過額	10,920
	その他	72,096
	小 計	648,806
	評価性引当額	△82,347
合 計	566,459	
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△117
	合 計	△117
繰延税金資産の純額		566,341

(2) 法定実効税率

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.14
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.22
	住民税均等割	0.49
	評価性引当額の増減	0.39
	その他	△0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.61

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12. キャッシュフロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	371,755,298 千円
別段預金および定期性預金	△370,317,320 千円
現金および現金同等物	1,437,978 千円

○令和3年度

1. 連結財務諸表の作成

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社

株式会社 兵庫みらいサービス

株式会社 兵庫みらいアグリサポート

②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、

その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収

益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人としておこなう取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 210, 113 千円減少しています。これにより、購買事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 603, 285 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度としておこなっています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建物	104,100
機械装置	225,840
その他の有形固定資産	11,367
合 計	341,307

(注) 平成14年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金4,232,000千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金650,000千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金200千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 1,339千円

子会社等に対する金銭債務の総額 200,600千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	303,058
危険債権	244,103
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	547,162

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 32,328千円

うち事業取引高 13,764千円

うち事業取引以外の取引高 18,563千円

(2) 子会社等との取引による費用総額 76,509千円

うち事業取引高 76,509千円

うち事業取引以外の取引高 一千円

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.26%下落したものと想定した場合には、経済価値が116,480千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	372,818,875	372,822,415	3,540
有価証券			
その他有価証券	3,768,600	3,768,600	—
貸出金	52,793,222		
貸倒引当金(*1)	△374,532		
貸倒引当金控除後	52,418,689	53,272,657	853,967
資 産 計	429,006,165	429,863,672	857,507
貯金	432,338,913	432,459,049	120,135
負 債 計	432,338,913	432,459,049	120,135

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	23,142,340

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	372,818,875	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	200,000	2,100,000	100,000	—	—	1,400,000
貸出金(*1,2,3)	4,646,933	3,549,073	2,876,756	2,714,807	2,521,186	36,121,462
合 計	377,665,808	5,649,073	2,976,756	2,714,807	2,521,186	37,521,462

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 544,881 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 359,652 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 3,350 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	418,096,880	5,351,673	7,539,287	593,742	324,294	433,034

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国債	199,858	202,120	2,261
	地方債	100,062	101,110	1,047
	社債(*1)	2,102,921	2,125,770	22,848
	小 計	2,402,842	2,429,000	26,157
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債(*1)	1,399,436	1,339,600	△59,836
	小 計	1,399,436	1,339,600	△59,836
合 計	3,802,279	3,768,600	△33,679	

(*1) 前期まで社債のうち特殊法人債を区分して表示していましたが、社債に占める割合が小さくなり、区分して表示する必要性が乏しいことから、当期より特殊法人債は社債に含めて表示しております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 1,285,834 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1,351,538
②勤務費用	51,705
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△10,085
⑤退職給付の支払額	△53,398
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	1,339,759

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,339,759
②未積立退職給付債務(①)	1,339,759
③貸借対照表計上額純額(②)	1,339,759
退職給付引当金	1,339,759

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	51,705
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△9,740
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計(①+②+③+④)	41,964

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金88,594千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳(税効果控除前)

(単位:千円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	47,627
②未認識過去勤務費用	—

(6) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	0.00%
②数理計算上の差異の処理年数	10年
③過去勤務費用の処理年数	5年

(7) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,264千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,375千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰延税金資産	個別貸倒引当金繰入超過額	60,035
	役員退職慰労引当金	12,228
	賞与引当金	65,884
	退職給付引当金	374,883
	特例業務負担金引当金	78,580
	土地減損損失	15,650
	減価償却超過額	11,445
	その他	64,673
	小 計	683,381
	評価性引当額	△80,096
繰延税金負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△130
	合 計	△130
繰延税金資産の純額		603,154

(2) 法定実効税率

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.51
	住民税均等割	0.60
	評価性引当額の増減	0.45
	その他	0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.23

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12. キャッシュフロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	373,722,715千円
別段預金および定期性預金	△372,217,320千円
現金および現金同等物	1,505,395千円

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権額	267	303	△35
危険債権額	237	244	△6
要管理債権額	-	-	-
うち三月以上延滞債権額	-	-	-
うち貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計 (A)	505	547	△42
うち担保・保証付債権額 (B)	302	326	△23
担保・保証控除後債権額 (C)	202	220	△18
個別計上貸倒引当金残高 (D)	202	220	△18
差 引 額 (E) = (C) - (D)	-	-	-
正常債権額	52,243	52,271	△27

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三か月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和3年度
信 用 事 業	事業収益	3,174	3,149
	経常利益	1,381	1,149
	資産の額	431,277	432,346
共 済 事 業	事業収益	954	1,022
	経常利益	207	223
	資産の額	4	8
農 業 関 連 事 業	事業収益	2,193	2,055
	経常利益	△94	△120
	資産の額	3,059	2,746
そ の 他 事 業	事業収益	883	852
	経常利益	△185	△211
	資産の額	28,653	27,855
合 計	事業収益	7,206	7,079
	経常利益	1,309	1,040
	資産の額	462,994	462,956

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、15.97%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	兵庫みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	3,403百万円（前年度3,411百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	25,850	25,033
うち、出資金及び資本準備金の額	3,403	3,411
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	22,615	21,793
うち、外部流出予定額 (△)	99	100
うち、上記以外に該当するものの額	△67	△71
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	153	155
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	153	155
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	26,004	25,188
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目		令和4年度	令和3年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1	1
自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	26,002	25,187
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		154,135	155,637
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△572	△1,145
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△572	△1,145
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		8,655	8,602
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	162,790	164,239
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）		15.97%	15.33%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和4年度			令和3年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金		817	-	-	903	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		693	-	-	200	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		2,780	-	-	3,115	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		100	10	0	100	10	0
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		370,941	74,188	2,967	372,822	74,564	2,982
法人等向け		4,224	1,673	66	3,649	1,437	57
中小企業等向け及び個人向け		10,765	3,797	151	10,713	6,137	245
抵当権付住宅ローン		939	284	11	1,031	357	14
不動産取得等事業向け		921	839	33	1,068	971	38
三月以上延滞等		247	54	2	288	79	3
取立未済手形		294	58	2	282	56	2
信用保証協会等保証付		36,158	3,591	143	35,126	3,485	139
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
出資等		658	658	26	658	658	26
(うち出資等のエクスポージャー)		658	658	26	658	658	26
(うち重要な出資のエクスポージャー)		-	-	-	-	-	-
上記以外		33,977	69,552	2,782	33,407	69,024	2,760
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		23,243	58,109	2,324	23,245	58,114	2,324
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		567	1,417	56	603	1,509	60

		令和4年度			令和3年度		
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	10,166	10,025	401	9,557	9,401	376
証券化		-	-	-	-	-	-
	(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		-	572	22	-	1,145	45
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		463,521	154,135	6,165	463,369	155,637	6,225
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		463,521	154,135	6,165	463,369	155,637	6,225
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%			
	8,655	346	8,602	344			
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己資本額			
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%			
	162,790	6,511	164,239	6,569			

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 12）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー

（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度					令和3年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	463,521	52,752	4,901	-	247	463,369	52,823	3,809	-	288
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		463,521	52,752	4,901	-	247	463,369	52,823	3,809	-	288
法人	農業	88	88	-	-	-	83	83	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	433	32	401	-	-	543	41	502	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	487	286	200	-	60	505	304	200	-	63
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,301	-	1,301	-	-	900	-	900	-	-
	運輸・通信業	1,001	-	1,001	-	-	1,001	-	1,001	-	-
	金融・保険業	371,724	381	401	-	-	373,686	763	100	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	916	114	802	-	-	926	123	803	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,474	2,680	793	-	-	3,315	3,014	300	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	49,168	49,168	-	-	186	48,491	48,491	-	-	225	
その他	34,925	-	-	-	-	33,913	-	-	-	-	
業種別残高計		463,521	52,752	4,901	-	247	463,369	52,823	3,809	-	288
残存期間別	1年以下	358,655	607	2,105	-	-	374,212	1,188	200	-	-
	1年超3年以下	16,705	1,304	401	-	-	3,640	1,432	2,207	-	-
	3年超5年以下	1,930	1,529	400	-	-	1,577	1,577	-	-	-
	5年超7年以下	1,846	1,846	-	-	-	1,557	1,557	-	-	-
	7年超10年以下	3,074	2,874	200	-	-	3,811	3,611	200	-	-
	10年超	45,278	43,483	1,794	-	-	43,612	42,411	1,200	-	-
	期限の定めのないもの	36,031	1,105	-	-	-	34,957	1,043	-	-	-
残存期間別残高計		463,521	52,752	4,901	-	-	463,369	52,823	3,809	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	155	153	-	155	153		156	155	-	156	155	
個別貸倒引当金	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
国 内	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	225	203	-	225	203		233	225	3	229	225	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動 産業	63	60	-	63	60	-	65	63	-	65	63
	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売 ・飲食・サ ービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	162	142	-	162	142	-	167	162	3	164	162	-
業種別計	225	203	-	225	203	-	233	225	3	229	225	-

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	-	6,214	6,214	-	6,240	6,240
	リスク・ウエイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 10%	-	36,010	36,010	-	34,953	34,953
	リスク・ウエイト 20%	1,102	377,604	378,707	902	374,839	375,742
	リスク・ウエイト 35%	-	650	650	-	1,020	1,020
	リスク・ウエイト 50%	2,905	207	3,112	2,505	222	2,728
	リスク・ウエイト 75%	-	3,452	3,452	-	7,733	7,733
	リスク・ウエイト 100%	-	11,924	11,924	-	11,827	11,827
	リスク・ウエイト 150%	-	20	20	-	37	37
	リスク・ウエイト 250%	-	23,429	23,429	-	23,085	23,085
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト 1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	4,007	459,513	463,521	3,408	459,961	463,369	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 77）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ ト・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ ト・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	241	6,084	-	230	1,734	-
抵当権付住宅ローン	-	284	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	241	6,368	-	230	1,734	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 13）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 79）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	23,522	23,522	23,142	23,142
合計	23,522	23,522	23,142	23,142

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 81）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	-	-	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	28	8
3	スティープ化	389	364		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	267	86		
7	最大値	389	364	28	8
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	26,002		25,187	

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	25
2	理事及び監事の氏名及び役職名	28
3	会計監査人の氏名又は名称	53
4	事務所の名称及び所在地	29
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	30
6	主要な業務の内容	16
7	事業の概況	3
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	54
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	57
10	リスク管理の体制	12
11	法令遵守の体制	13
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	60
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	60
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	69
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	62
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	61
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	61
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	53

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	83
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	83
3	事業の概況	84
4	直近5連結事業年度の連結ベースでの業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	84
5	直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	85
6	直近2連結事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	109
7	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	110
8	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	110

ディスクロージャー誌
DISCLOSURE
JAは安全・安心経営です



兵庫みらい農業協同組合
〒679-0188 加西市玉野町 1156 番地の1
TEL 0790-47-1255(代表)
URL <https://www.hyogomirai.com>
e-mail mri.info@jamaill.hyogo.jp